堺あったか ぬくもりプラン4

第４次堺市地域福祉計画・
第６次堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画

令和２年３月

堺市

社会福祉法人
堺市社会福祉協議会

SDGs未来都市・堺
笑顔あふれる 住み続けたいまち
Sustainable Development Goals Future City, SAKAI CITY

堺あったかぬくもりプラン4

令和２年３月

堺市

堺市社会福祉協議会

堺市健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町３番１号
電話：072-228-8347　FAX：072-228-8918
mail：choshi@city.sakai.lg.jp

社会福祉法人 堺市社会福祉協議会 地域福祉課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町２番１号
電話：072-232-5420　FAX：072-221-7409
mail：chiikifukushika@sakai-syakyo.net

堺市配架資料番号　1-F1-20-0041

堺あったかぬくもりプラン４

第４次堺市地域福祉計画・
第６次堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画

“ともに暮らすまち”、“支えあい続けるしくみ”を、わたしたちの“参加と協働”でつくる

わたしたち（市、社協、市民・団体、事業者・企業をはじめ、地域に関わるすべての人や組織）は、

- さまざまな立場で、さまざまな“思い”をもち、さまざまな暮らし方をしている人たちが、みんなで“ともに暮らすまち”づくりをすすめます。
- そのまちで暮らし続けられるように、お互いを知り、理解しあいながら、さまざまな“困りごと”を解決し、すべての人の人権と安心できる暮らしをまもっていくために、地域のあらゆる力をあわせ、社会にも広く呼びかけながら、“支えあい続けるしくみ”をつくっていきます。
- そのために、一人ひとりが“できること・したいこと”を考えて参加し、つながりを広げながら、“強み”を活かして協働していくことをめざし、この計画を推進していきます。

ごあいさつ



このたび、本市では、令和２年度から令和７年度までを計画期間とする「第４次堺市地域福祉計画」と協働して地域福祉を推進する堺市社会福祉協議会の「地域福祉総合推進計画」を一体的に「堺あったかぬくもりプラン４」として策定しました。

「第４次地域福祉計画」では、健康福祉の各分野別計画の基盤となる地域福祉を推進するための取組の理念や視点、目標をはじめ、市が重点的に取り組む施策を定めています。

また、「成年後見制度利用促進計画」と「再犯防止推進計画」も包含しており、地域福祉の取組と連動させて推進します。

近年、人口減少、高齢化の進展に加え、価値観やライフスタイルの多様化に伴い、地域のつながりが変化する中で、ひきこもりや、虐待、経済的困窮など地域福祉を取り巻くさまざまな課題が顕在化しています。また、一つの世帯でいくつもの「困りごと」を抱えているなど、暮らしの「困りごと」は複雑化・多様化しています。

誰もが地域社会の一員として、尊重し、支え合いながら、安心して暮らしていくためには、市、社会福祉協議会、市民・団体、事業者・企業等、福祉に関わるさまざまな主体が力を合わせ、世代や分野を超えて、横断的につながるような「地域共生社会」の実現が求められます。

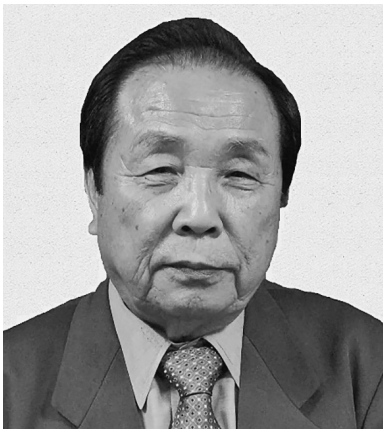
本市では、平成17年３月に地域福祉計画を策定して以来、市民の皆様や社会福祉協議会をはじめとする様々な機関・団体などと協働して、施策を展開してまいりました。

これまで築き上げてきた成果を活かしながら、「困りごと」を抱える人々が地域で埋もれることのないように、包括的に支援する仕組みづくりや地域福祉人材の育成など、地域共生社会の実現に向けて、取組を推進してまいります。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただいた地域福祉計画推進懇話会や社会福祉審議会地域福祉専門分科会の委員の方々をはじめ、ご協力いただきました市民の皆様並びにすべての関係者の皆様に心からお礼を申し上げます。

令和２年３月

堺市長　永藤　英機



堺市社会福祉協議会（以下、堺市社協）は、昭和27年の発足以来、「地域福祉の推進」をはかり、行政、各関係機関・団体、そして地域の皆さまに多大なるご協力をいただき、70年近くにわたって様々な事業を展開してまいりました。堺市社協は、平成５年に「地域福祉総合推進計画」をはじめて策定し、今回は第６次計画となるものです。第４次計画からは、堺市の「地域福祉計画」と合同策定することで、総合的に地域福祉を推進してまいりました。

さて、我々を取り巻く社会は、人口減少はさらに加速し、高齢化はますます進行すると推計されており、今後も身近な生活環境に大きな変化をもたらすことが見込まれております。そのような中で、前計画においては、生活・仕事応援センター「すてっぷ・堺」の開設、日常生活圏域コーディネーターの配置、子ども食堂ネットワーク形成支援業務の実施、地域福祉型研修センター事業の実施など、堺市社協らしく行政や関係機関・団体、そして地域福祉活動の実践者等と協働し、よりよい支援または解決に向けて着実に取り組んでまいりました。

第６次計画では、第５次計画に引き続き「くらしをまもる」「つながりをつくる」「地域福祉を創る」の３つの取り組む方向性を掲げ、地域福祉の総合的な推進をめざします。そのために、日常生活圏域コーディネーターの全区配置によるつながりづくりや多様な居場所づくりの取り組み、権利擁護サポートセンターの中核機関としての機能や区における包括的な相談支援機能の強化によるさまざまな「困りごと」に対する相談支援、地域福祉型研修センター機能の充実による多様な地域福祉人材の育成等を重点的に推進します。また堺市社協の基盤強化により一層取り組み、組織力と専門性を高め、誰一人取り残さず安心で生活しやすい環境の実現に向け、努めてまいります。

結びといたしまして、この計画策定にあたりまして、活発なご議論、貴重なご意見・ご提言をいただきました地域福祉総合推進計画推進協議会の委員の皆さまをはじめ各関係機関の皆さま、そしてご協力をいただきました市民の皆さまに心よりお礼を申し上げます。

令和２年３月

社会福祉法人　堺市社会福祉協議会

会長　静　　又 三

目　　次

第１章　計画の策定にあたって …… 1

１　計画策定の背景と目的 …… 2
２　計画の位置づけ …… 4
３　計画の期間 …… 5
４　計画の策定方法 …… 5
５　計画の推進体制と進行管理・評価 …… 5

第２章　堺市の地域福祉をとりまく状況 …… 7

１　統計データ等からみた現状 …… 8
２　計画に基づく取組 …… 13
３　法律や制度などの動向 …… 16
４　アンケート調査の結果と検討すべき課題 …… 21

第３章　計画の推進目標 …… 29

１　計画の推進方針 …… 31
（１）取組の理念 …… 31
（２）取組の視点 …… 32
（３）わたしたちの役割と協働 …… 34
（４）エリアごとの取組と連携 …… 35
２　取組の基本目標 …… 36

第４章　市が重点的に取り組む施策 …… 39

基本目標 ① 生活の“困りごと”を見つけ、支援につなぎ、解決します …… 42
重点施策［１］ 包括的な相談支援体制の構築 …… 42
重点施策［２］ 更生支援の推進 …… 46
基本目標 ②“ともに暮らすまち”づくりを、多様な人や組織の参加と協働ですすめます 49
重点施策［３］ 多様な居場所づくりや地域福祉活動への支援 …… 49
基本目標 ③ すべての人の権利擁護を支えます …… 53
重点施策［４］ 権利擁護の推進 …… 53
基本目標 ④ 安心で、生活しやすい環境をつくります …… 58
重点施策［５］ 災害への備えや支援のしくみづくり …… 58

第６次堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61

１　社協のこれまでの取組 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

堺あったかぬくもりプラン４の構成

第１章　計画の策定にあたって

１　計画策定の背景と目的　　２　計画の位置づけ　　３　計画の期間
４　計画の策定方法　　５　計画の推進体制と進行管理・評価

第２章　堺市の地域福祉をとりまく状況

１　統計データ等からみた現状　　２　計画に基づく取組
３　法律や制度などの動向　　４　アンケート調査の結果と検討すべき課題

第３章　計画の推進目標

１　計画の推進方針

（１）取組の理念

“ともに暮らすまち”、“支えあい続けるしくみ”を、
わたしたちの“参加と協働”でつくる

（２）取組の視点

① 人権を尊重し、共生をすすめる
② “自分らしい”生活を、包括的に支援する
③ 多様な人や組織が参加、協働する
④ 必要な情報を、必要な人に的確に伝える

（３）わたしたちの役割と協働

市、社協、市民・団体、事業者・企業などが、強みを活かして役割分担・協働

（４）エリアごとの取組と連携

自治会等、小学校区、日常生活圏域、区、堺市全域の機能や資源を活かして連携

２　取組の基本目標

① 生活の“困りごと”を見つけ、支援につなぎ、解決します
② “ともに暮らすまち”づくりを、多様な人や組織の参加と協働ですすめます
③ すべての人の権利擁護を支えます
④ 安心で、生活しやすい環境をつくります

第４章　市が重点的に取り組む施策

［１］包括的な相談支援体制の構築
［２］更生支援の推進
［３］多様な居場所づくりや地域福祉活動への支援
［４］権利擁護の推進
［５］災害への備えや支援のしくみづくり

第６次堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画

１　くらしをまもる
２　つながりをつくる
３　地域福祉を創る

＊　社協の基盤強化　組織力／専門性

市民・団体、事業者・企業などのさまざまな主体の参加・協働

第１章　計画の策定にあたって

第１章　計画の策定にあたって

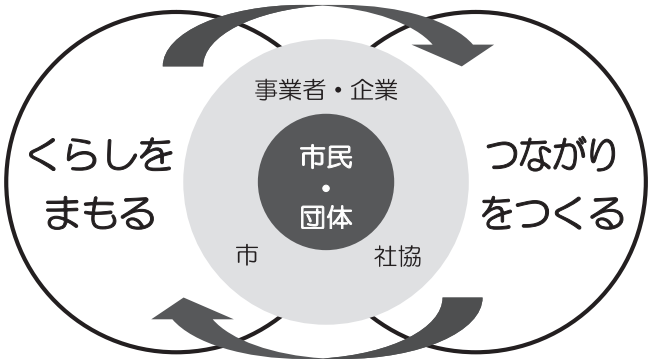
１　計画策定の背景と目的

①だれもが【ふ】だんの【く】らしの【し】あわせを実感できるように、

堺市では、「福祉」をだれにも身近な「【ふ】だんの【く】らしの【し】あわせ」を実現するものと位置づけ、「公」と「民」がいっしょに策定した「堺あったかぬくもりプラン」に基づいて、地域のさまざまな人や組織が協働し、地域福祉を推進しています。

今後も人口減少・高齢化が続くと予測されるなかで、すべての人の人権が尊重され、安心して、育ち、住み、働き、遊び、学び、しあわせな暮らしを実現できるように、地域で生活するうえでの“困りごと”を解決して《くらしをまもる》取組と、住みよい地域づくりのために《つながりをつくる》取組を、車の両輪として一体的に、いっそうすすめていくことが求められています。

《堺市がめざす地域福祉推進の２つの機能》



②“誰一人取り残さない”持続可能な「地域」と「福祉」をめざし、

平成27年の国連総会で、“持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現”のための国際目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。堺市は「SDGs未来都市」に選定され、「SDGs未来都市計画」を策定するとともに、SDGsの視点をもって各種事業を推進することで、目標の達成に努めています。

SDGsは、「誰一人取り残さない」取組にするために、すべての人が参加したパートナーシップを通じて推進することを前文に掲げており、だれもがしあわせを実感できることをめざす地域福祉は、SDGsの実現においても不可欠な取組です。

また、SDGsの17の目標と169のターゲットは統合的に推進することとされており、地域福祉と特に関連が大きいといえる「すべての人に健康と福祉を」、「貧困をなくそう」、「人や国の不平等をなくそう」、「住み続けられるまちづくりを」をはじめ、さまざまな取組を連動させて、持続可能な地域と福祉のしくみをつくっていくことが期待されます。

《SDGsの17の目標》



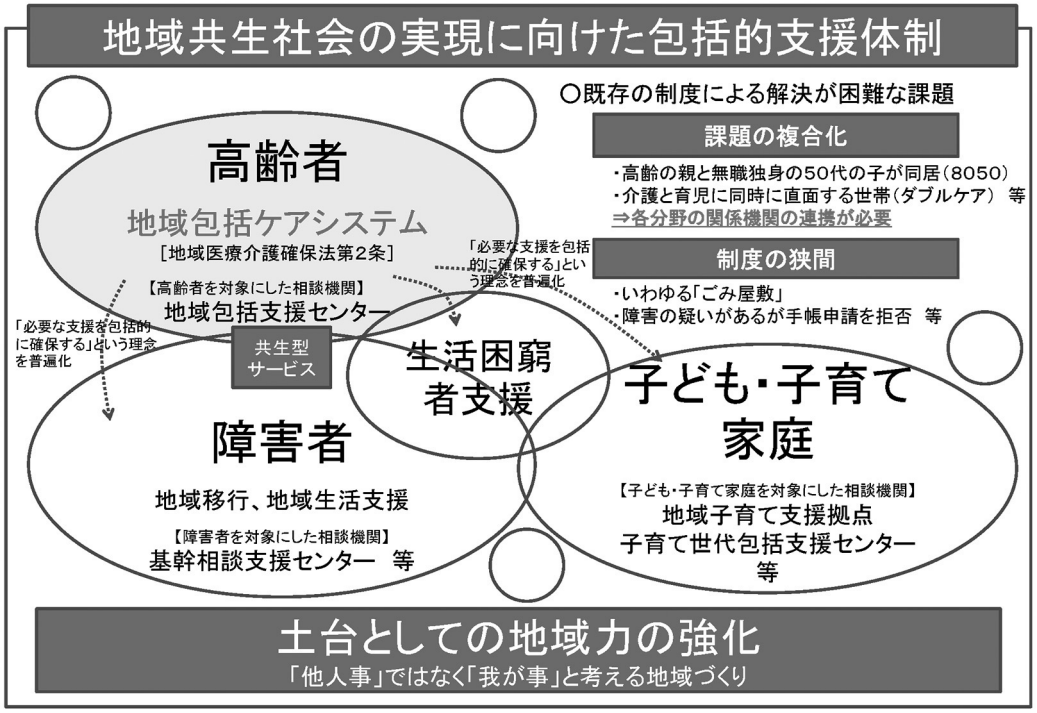
③ みんなが“ともに暮らすまち（地域共生社会）”をつくっていきます。

平成28年に定められた「ニッポン一億総活躍プラン」では、国の社会保障制度改革の方向性として「『地域共生社会』の実現」が示されました。これは、すべての人が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高めあう「地域共生社会」を実現するために、あらゆる住民が自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的サービスと協働して助けあうしくみを構築することをめざすものです。

人口が減少し、福祉人材の確保が困難になるなかで、家族や地域社会の変化によって福祉の支援ニーズはいっそう複雑になり、多様化、深刻化しています。そのため、互助・共助の取組を育みつつ、全世代を対象とした包括的な相談支援システムを構築し、地域の状況に応じて総合的に、効果的・効率的なサービスを提供することが求められています。このようななかで、国は、「受け手」、「支え手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画するとともに、制度や分野ごとの「縦割り」から「丸ごと」に転換する取組を推進しています。

堺市では、平成30年に「超高齢社会に対応するための地域包括ケアシステムの推進に関する条例」を施行しました。こうした取組を発展させて、分野を越えたさまざまな主体の参加と協働による、すべての市民のための地域福祉を推進し、みんなが“ともに暮らすまち”をつくっていきます。

《「地域共生社会」に向けた包括的な支援のイメージ》（厚生労働省資料）



2　計画の位置づけ

この計画は、「堺市地域福祉計画」と「堺市社会福祉協議会（以下「社協」という。）地域福祉総合推進計画」を一体的に策定したものです。

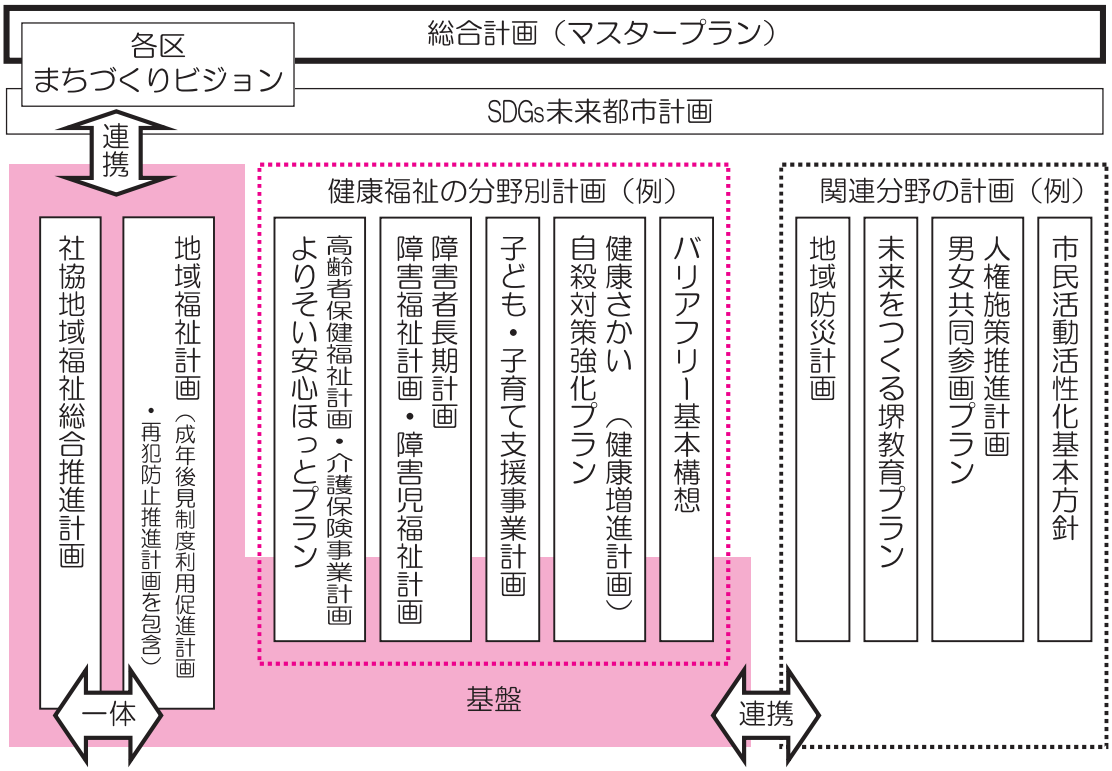
「地域福祉計画」は、社会福祉法（第107条）に基づく市町村地域福祉計画であり、平成29年の改正をふまえて、健康福祉の分野別計画の基盤となる事項や共通して取り組む事項、包括的な支援体制の整備をはじめとする地域福祉を推進するうえで重点的に取り組む事項を定めました。

また、「地域福祉総合推進計画」は、地域福祉の「民」の推進機関である社協が、市民・団体、事業者・企業等と協働して、重点的に取り組む事項を定めた計画です。

２つの計画は理念と方向性を共有し、市のまちづくりの基本的な方向性と取組を示す「総合計画（マスタープラン）」や「SDGs未来都市計画」、各区の特性に応じて協働のまちづくりをすすめるための「各区まちづくりビジョン」等とも連携して推進し、「公」と「民」の協働による地域福祉を推進します。

また、本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（第14条第１項）に基づく市町村成年後見制度利用促進計画と、再犯の防止等の推進に関する法律（第８条）に基づく地方再犯防止推進計画も包含しており、地域福祉や関連する分野の取組と連動させて、推進していきます。

《計画の位置づけと他の計画との関係》



3　計画の期間

計画の期間は令和２年度～令和７年度までの６年間とし、健康福祉の分野別計画との連動性などを考慮し、中期的な視点で地域福祉の推進方向を示しています。なお、計画の進捗状況や社会状況の変化などを検討し、必要に応じて中間見直しを行うこととします。

4　計画の策定方法

堺市の地域福祉、権利擁護支援、更生支援に関わる機関・団体の代表者等により構成される「堺市地域福祉計画推進懇話会」において意見交換を行い、検討をすすめました。

多くの方の意見を広く反映するため、市民、地域福祉関係団体や機関を対象としたアンケート調査や、関係団体・機関への意見聴取を実施しました。調査や意見聴取の結果をもとに懇話会でさらに協議を深めるとともに、計画案に対するパブリックコメント（意見募集）を実施しました。

また、「堺市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」、「堺市地域福祉推進庁内委員会」、「堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画推進協議会」でも検討を行い、それぞれの立場からの意見を反映するとともに、計画を推進するうえでの連携・協働に向けた協議を行いました。

5　計画の推進体制と進行管理・評価

この計画は、「計画（PLAN）」に基づいて「実施（DO）」し、「評価（CHECK）」して「改善（ACTION）」する取組を繰り返す「ＰＤＣＡサイクル」を活用して推進します。

本計画は健康福祉に関する分野別計画の基盤となる計画であり、計画に基づく事業は、市民や地域のニーズを把握しつつ、各分野別計画を通じて具体化を図りながら推進します。また、市は第４章の「市が重点的に取り組む施策」を、社協は「地域福祉総合推進計画」に掲げた事業等を、それぞれの役割を意識しながら分野などの壁を越え、市民・団体、事業者・企業等と協働して、主体的に推進します。

計画に位置づけた取組の進捗状況は、第４章「市が重点的に取り組む施策」と「地域福祉総合推進計画」の項目ごとに、取組の実施内容だけでなく、プロセスや成果、課題なども含めて、毎年度確認します。確認結果を「堺市地域福祉計画推進懇話会」、「堺市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」、「堺市地域福祉推進庁内委員会」、「堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画推進協議会」で報告し、評価や意見をいただきながら、取組の検証を行います。また、その結果を活かして、活動・事業のステップアップを図ります。

第２章　堺市の地域福祉をとりまく状況

第２章　堺市の地域福祉をとりまく状況

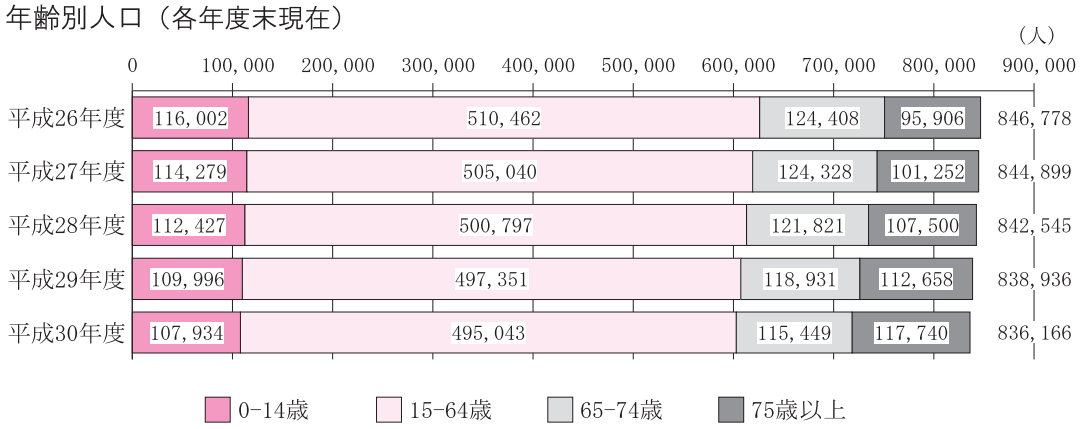
１　統計データ等からみた現状

前計画がスタートした平成26年度から平成30年度を基本として、堺市の地域福祉に関係する統計データ等を整理しました。なお、統計等により年度にずれがあるものや堺市のデータがないものも、参考として記載しました。

①　人口などの動向

・堺市の人口は、平成26年度末の846,778人から平成30年度末は836,166人へと微減傾向が続き、1.3%減少しました。年齢別では、０～14歳は7.0%、15～64歳は3.0%減少する一方で、65歳以上は5.8%増加しており、特に75歳以上の後期高齢者が22.8%増加しています。

年齢別人口（各年度末現在）



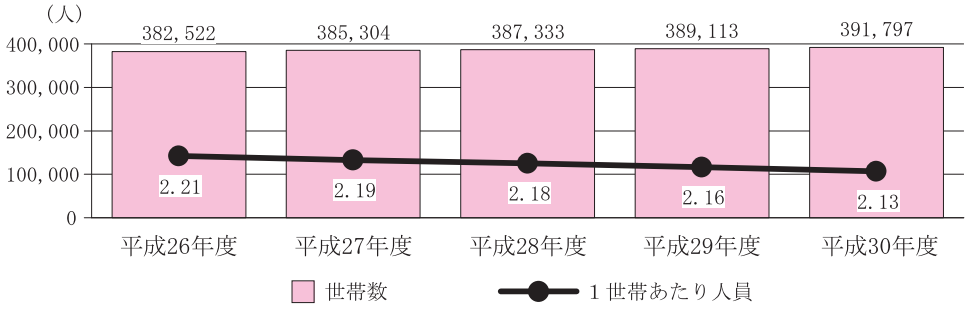
・外国人住民は、平成26年度末の11,910人から平成30年度末は14,365人と、20.6%増加しました。

・人口の自然動態をみると、１年間の出生数は平成26年の6,920人から平成27年は7,100人と増加しましたが、平成30年は6,346人と減少しています。また、各年とも死亡数が出生数を上回っています。

・社会動態でも、各年とも転出が転入を上回っています。

・世帯数は2.4%増加し、１世帯あたりの人数は2.21人から2.13人に減少しました。

世帯数・１世帯あたりの人員（各年度末現在）



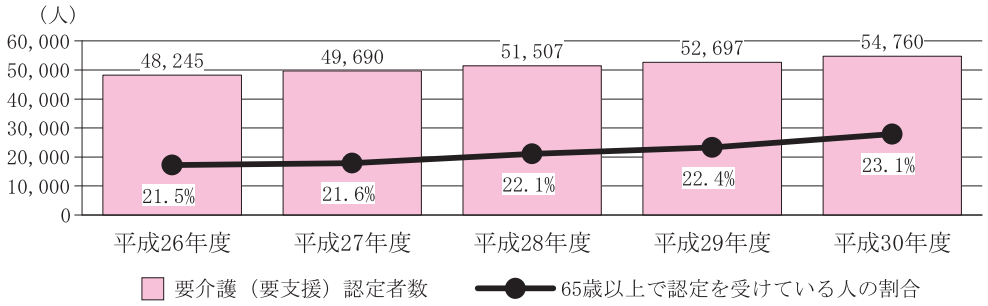
・こうした人口の動向などをふまえ、市は平成28年に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少の割合を抑えて市民・まち・産業が元気な堺を実現するため、「住み続けたいまち」と「安心して子どもを産み育てられる環境」をめざすための取組を推進しています。（※）取組の内容は p.20 に記載しています。

② 地域福祉に関する支援のニーズなどの状況

【介護保険制度】

・介護保険サービスを利用するための要介護（要支援）認定を受けている人は、平成30年度末で54,760人で、平成26年度末から13.5%増加しています。また、65歳以上の人のなかで要介護（要支援）認定を受けた人の割合も21.5%から23.1%に上昇しています。

介護保険の要介護（要支援）認定者数・認定率（各年度末現在）

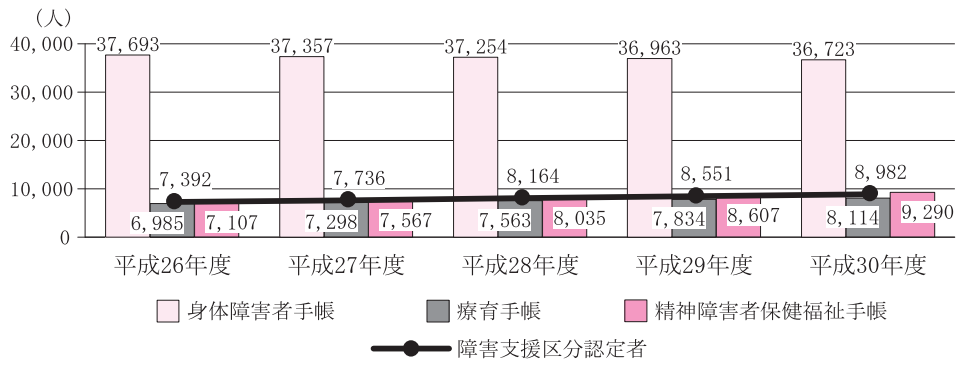


【障害者支援】

・障害者手帳を所持している人は、平成30年度末で、身体障害者手帳が36,723人、療育手帳（知的障害）が8,114人、精神障害者保健福祉手帳が9,290人です。平成26年度末と比較すると、身体障害者手帳所持者は2.6%減少し、療育手帳所持者は16.2%、精神障害者保健福祉手帳所持者（発達障害者などを含む）は30.7%増加しています。

・障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスは難病等の人も利用でき、サービス受給者証を所持している人（障害支援区分認定者）は、平成30年度末では8,982人と、平成26年度末から21.5%増加しています。

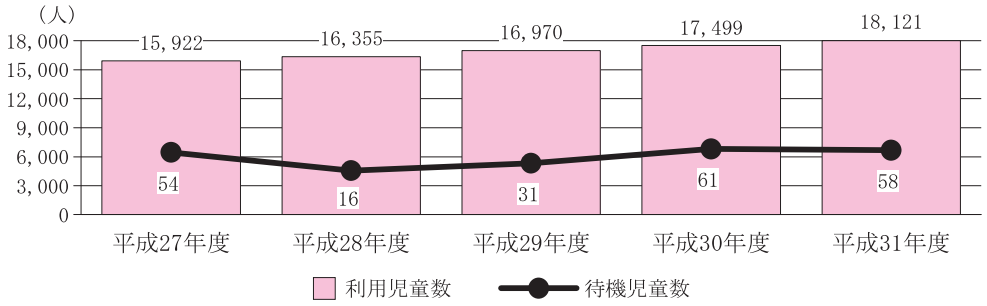
障害者手帳取得者・障害支援区分認定者数（各年度末現在）



【子ども・子育て支援】

・保育所等（認定こども園、地域型保育事業を含む）を利用している児童は、平成31年度当初で18,121人で、平成27年度当初から13.8%増加しています。なお、待機児童数は平成27年度当初が54人、平成31年度当初が58人です。

保育所等利用児童数・待機児童数（各年度当初（４月１日）現在）



・児童扶養手当受給者数は7,873人です。また、児童が委託されている里親数は28人、里親に委託されている児童数は32人です（いずれも平成29年度末　厚生労働省公表福祉行政報告例より）。

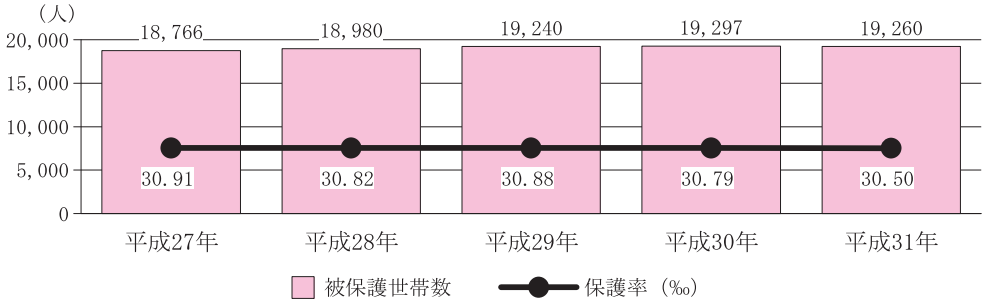
・堺市の子どもの貧困率は15.9%と試算されています（平成29年３月　子どもの生活に関する実態調査結果報告書より）。

【生活保護・生活困窮者自立支援】

・生活保護の被保護世帯は平成31年４月で19,260世帯で、平成27年４月から2.6%増加しています。一方、保護率（人口千人に対する被保護人員の割合）は平成31年４月で30.50‰で、平成27年の30.91‰から減少しています。

・生活困窮者自立支援事業での新規相談件数は、平成26年度の372件から平成30年度は1,900件に増加しています。

生活保護被保護世帯数・保護率（各年４月分）



【ひきこもりの人に関する推計】

・平成27年に内閣府が実施した「若者の生活に関する調査」では、全国の15～39歳のひきこもりの人は54.1万人と推計されています。

・平成30年に内閣府が実施した「生活状況に関する調査」では、全国の40～64歳のひきこもりの人は61.3万人と推計されています。

【虐待に関する相談等】

- 地域包括支援センターや区役所等での高齢者虐待に関する相談件数は平成30年度で20,306件で、平成26年度の16,521件から約1.23倍に増加しています。
- 障害者虐待の相談窓口での相談通報届出受理件数は平成30年度で236件で、平成27年度の161件から約1.47倍に増加しています。
- 子ども相談所での児童虐待相談は平成30年度で2,175件で、平成26年度の1,323件から約1.64倍に増加しています。

【成年後見制度】

- 裁判所のデータ（概数）では、堺市に住所がある人の平成30年の成年後見関係事件の申立件数は合計で331件であり、そのうち後見開始の申立件数が237件と法定後見制度の73.8％を占め、保佐開始が75件、補助開始が９件となっています。また、任意後見監督人選任の申立件数は10件です。
- 堺市に住所がある成年後見制度の利用者について、成年後見人等（成年後見人、保佐人および補助人）と本人との関係をみると、平成30年12月31日現在で、親族が28.2％、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職が59.8％、市民後見人が１％、法人が4.5％などとなっています。
- 成年後見制度による市長申立の件数は、平成30年度は56件（認知症高齢者54件、障害者２件）で、平成26年度の35件（認知症高齢者31件、障害者４件）から増加しています。

【再犯防止】

- 法務省のデータでは、平成29年の大阪府内での検挙者数は16,970人で、平成25年の20,626人から減少していますが、検挙者に占める再犯者の割合は平成29年は51.0％で、平成25年の46.8％から上昇しています。この割合は全国でも平成29年は48.7％と平成25年の46.7％から上昇しており、傾向は一致しています。
- 法務省のデータでは、刑務所出所後２年以内の再入者のうち、覚せい剤取締法違反によるものの割合が、大阪府は平成28年で61.8％と、全国（30.0％）と比較して特に大きくなっています。
- 更生保護のボランティア活動を行う保護司は、平成31年４月現在で291人が法務大臣から委嘱され、市内の６地区に設置された更生保護サポートセンター等を拠点として活動が行われています。また、平成31年４月現在で115の事業者が協力雇用主として登録されています（大阪保護観察所堺支部のデータより）。

③ 地域福祉活動をしている人や組織などの状況

【校区福祉委員会】

・堺市では、小学校区を単位として93の校区福祉委員会が設置されています。
・校区福祉委員会は、校区自治連合会、校区民生委員児童委員会、老人クラブなどの各種団体によって構成されています。
・支援が必要な高齢者、障害者、子育て家庭などへの個別援助、サロン活動などのグループ援助、住民の交流や相談の場としての校区ボランティアビューローをはじめ、住民主体の地域ボランティア活動が行われています。

【民生委員児童委員・主任児童委員】

・高齢者、障害者、子どもや子育て家庭、生活に困窮している人などの見守りや相談、関係機関への連絡、災害時に支援が必要な人の把握などの活動を行っており、令和元年12月１日現在で1,113人（うち、子どもや子育て家庭への支援を専門に担当する主任児童委員が89人）が、地域の推薦に基づき厚生労働大臣および堺市長から委嘱されています。

【校区自治連合会】

・概ね小学校区ごとに多くの自治会・町内会が所属して校区自治連合会が設置されています。住民のふれあいやたすけあい、安全な地域づくりなどの活動が行われており、災害に強いまちづくりに向けて、防災訓練や避難行動要支援者の支援などにも取り組まれています。

【ボランティア・ＮＰＯ法人など】

・社協のボランティア情報センターには、平成30年度は1,676人の個人と239の団体（2,394人）が活動登録をしており、増加している外国人への支援なども含め、多様な活動が行われています。
・堺市内に主たる事務所を置くＮＰＯ法人は、令和元年６月１日現在で268法人です。
・同じ課題をもつ人などが集まり、「ピア（仲間）」の関係で交流したり支えあう活動も、高齢、障害、子育てなどのさまざまな分野で取り組まれています。

【障害者相談員】

・障害者の身近な問題について、相談対応や関係機関への連絡などを行っており、平成30年度は身体障害者相談員は27人、知的障害者相談員は10人、精神障害者相談員は12人に、堺市長から依頼しています。

【社会福祉法人・事業所・企業など】

・社会福祉法人は、事業所などを運営するなかで、公益法人として地域の福祉課題に対応した社会貢献に取り組んでおり、生活困窮者への緊急支援や中間的就労の提供などを行っています。
・企業においても、地域貢献、社会貢献として地域福祉活動への支援に取り組むところが増えており、企業がもつ資源を活かして活動の場や物品、人材などを提供しています。新たな取組として広がっている子ども食堂は、市民、地域組織、ボランティア団体、社会福祉法人、民間企業・事業者等も実施し、ネットワークを通じて連携を図っています。

2　計画に基づく取組

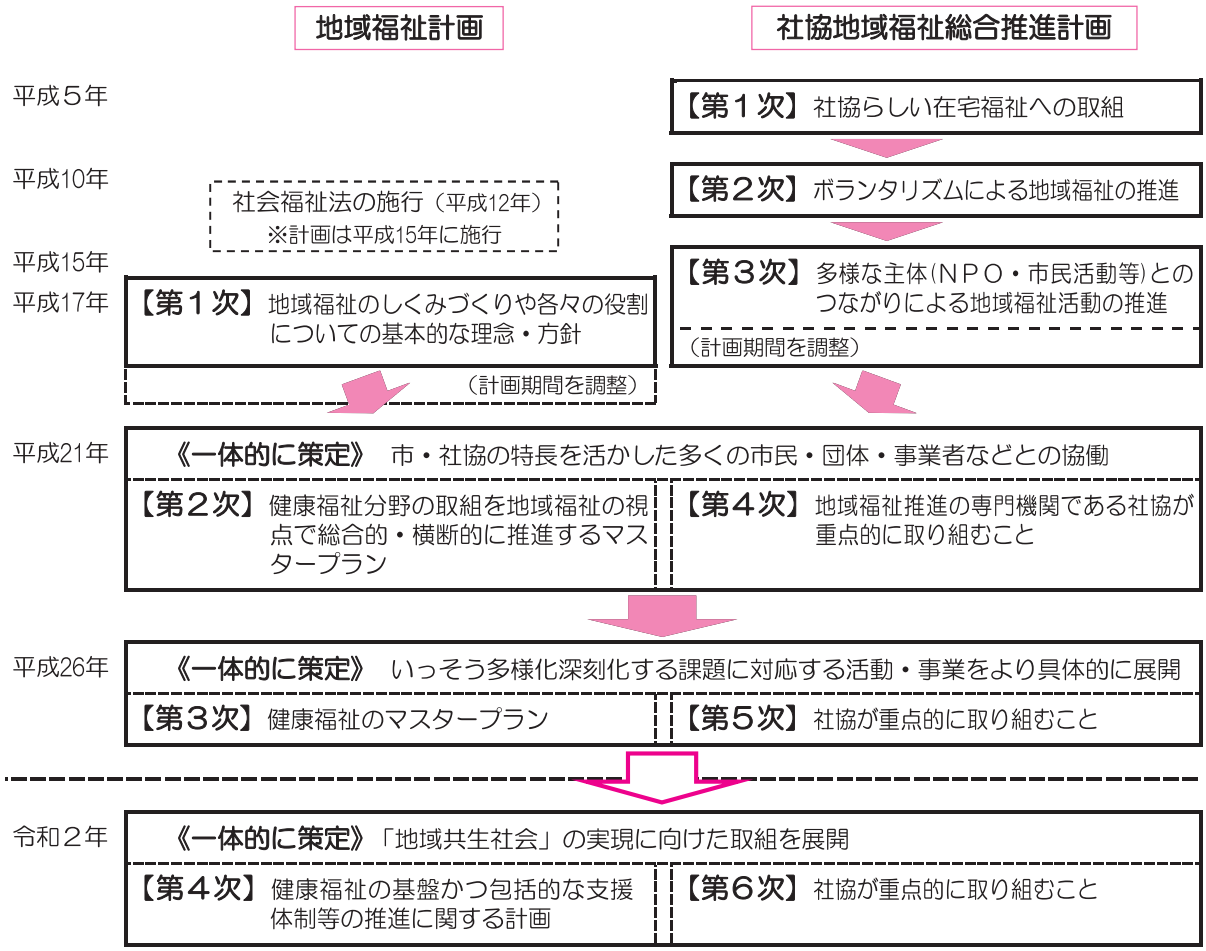
（１）地域福祉の計画的な取組の経過

堺市では、地域福祉推進機関である社協が、平成５年から概ね５年ごとに、「堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画」を策定・推進してきました。

市は、社会福祉法が改正され、“新しい福祉”として地域福祉が積極的に推進されることになったことをふまえ、平成17年に「堺市地域福祉計画（愛称：堺あったかぬくもりプラン）」を策定し、市と社協は「地域福祉計画」と「地域福祉総合推進計画」を連動させて推進してきました。

そうした取組の成果を活かし、この２つの計画を一体化して「公」と「民」が協力して地域福祉を推進するための「新・堺あったかぬくもりプラン」を、市と社協が協働し、双方の計画期間を調整して平成21年に策定しました。平成26年に策定した「堺あったかぬくもりプラン３」（前計画）では、２つの計画の一体性をいっそう高め、共通の目標や取組の柱に沿って市、社協、団体・事業者、地域が実施プランを立てて推進することをめざしました。

《堺市における地域福祉に関する計画の経過》



（２）前計画に基づく主な取組

前計画である「堺あったかぬくもりプラン３」の実施プランに基づき、市、社協は市民・団体や事業者・企業などと連携して、さまざまな取組を推進しました。

そのなかで、特に重点的な取組として、つぎの事業等を推進しました。

① 生活に困窮している人への支援 → 自立相談支援事業の実施

- 生活困窮者自立相談支援機関として生活・仕事応援センター「すてっぷ・堺」を設置しました。運営主体である社協の特性を活かした、地域と連携した相談支援と、民間の人材派遣会社のノウハウを活かした就労支援を、各々の強みを活かして協働し、解決策を一緒に考え、継続して支える“伴走型支援”を実施しています。
- アウトリーチによる地域づくりにも取り組み、市民・団体などからの寄付を活用した物品や食糧の緊急支援などの、新たな社会資源の開発も行っています。

② 地域での多様な活動などへの支援 → 日常生活圏域コーディネーターの配置

- 日常生活圏域コーディネーターは、社協の区事務所に配置した、生活課題への個別支援やサポートネットワークづくりを推進するコミュニティソーシャルワーカー（ＣＳＷ）、地域福祉活動などを支援するコミュニティワーカー（ＣｏＷ）と、介護予防を推進する生活支援コーディネーターの３つの役割をもつ専門職で、複数の小学校区で設定した日常生活圏域ごとの配置をすすめています。
- アウトリーチを通じて、制度につながりにくい生活課題をもつ人などへの個別支援を行うとともに、地域のニーズや社会資源を把握し、地域組織や事業者などと協働した新たな集いの場や活動の創出、マップやミニコミ紙などでの情報発信、協働をすすめるためのネットワークづくりなどを推進しています。
- 各圏域への支援を行う全市エリア担当のコーディネーターも配置し、企業・法人、地域団体、関係者などの協働をすすめるためのネットワーク会議も開催しています。

③ さまざまな主体による子どもへの支援 → 子ども食堂の推進

- 地域・団体、法人・企業などの多様な主体による子ども食堂の取組を推進するために、開設準備費用の補助や実施団体等をつなぐネットワークの形成などを行い、情報発信や各種団体・企業・関係機関等の交流を通じて、より充実した取組を推進しています。
- 子ども食堂への寄付のマッチングや、家庭で眠っている食品を活用するフードドライブなども実施し、広く市民が応援できるしくみづくりにおいても重要な役割を担っています。

④ 地域福祉をすすめる人づくり → 地域福祉型研修センター機能の推進

- 住民と専門職等が協働して地域福祉を推進していくために、「地域福祉志向」の人材を養成する研修を推進するうえでの中核的な機能として、地域福祉型研修センター

事業を実施しています。センターでは、専門職と住民が学びのニーズを出しあい、企画や実施にも関わって地域で必要とされる研修を実施しており、研修を通じて専門職や住民の出会い、協働の実践につながっています。

・「地域福祉研修情報ネット」も開設し、市民向け、専門職向けの研修を一覧で表示し、効果的な研修の受講を促進しています。

⑤ 災害への備えや支援 → 台風21号被害応援ボランティアセンターの開設 避難行動要支援者に対する支援の検討

・平成30年９月に発生した台風21号は本市でも大きな被害をもたらしました。被害を受けた家屋等の片付けを支援するため、「応援ボランティアセンター」を設置し、登録ボランティアによる支援活動を行いました。また、活動のふり返りから、ボランティアが担える役割や地域ぐるみの防災・減災のあり方などを検討するとともに、必要性が高いブルーシート張りの講習会を行い、今後の取組につないでいます。

・市は健康福祉局内にプロジェクトチームを設置して、避難行動要支援者に対する支援のあり方を検討し、避難行動要支援者一覧表を活用した支援方法、避難所での福祉スペースや福祉避難所の考え方を整理しました。これをもとに、庁内関係部署間の調整をすすめ、関係する施設や団体、地域の支援者と共有・連携して取り組めるよう合意形成を図っています。

⑥ 高齢者が自分らしく暮らし続けることができるよう支援するしくみづくり → 地域包括ケアシステムの推進

・地域包括ケアシステムとは、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援をめざして、できる限り住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続けることができるよう、地域で医療・介護・介護予防・住まい・生活支援の５つの要素が一体的に提供される体制のことです。

・市・関係者・市民が役割を分担して取り組むため、平成30年10月に「超高齢社会に対応するための地域包括ケアシステムの推進に関する条例」を全国で初めて施行しました。推進に向けて、さまざまな主体が連携・協力するために、基本となる要素ごとにめざす姿を掲げ、将来的なアウトカム指標を見据えた令和８年までの長期的な取組と、具体的に取り組む中期的な取組を計画として策定し、推進しています。

⑦ 子育てと介護の両立への支援 → ダブルケア支援事業の実施

・子育てと親の介護を同時にする世帯を支援するため、各区の基幹型包括支援センターに「ダブルケア相談窓口」を設置し、介護、子育て支援、教育、就労に関係する部局や機関が連携して、子育てや介護の負担の軽減、介護離職防止のための支援を行っています。

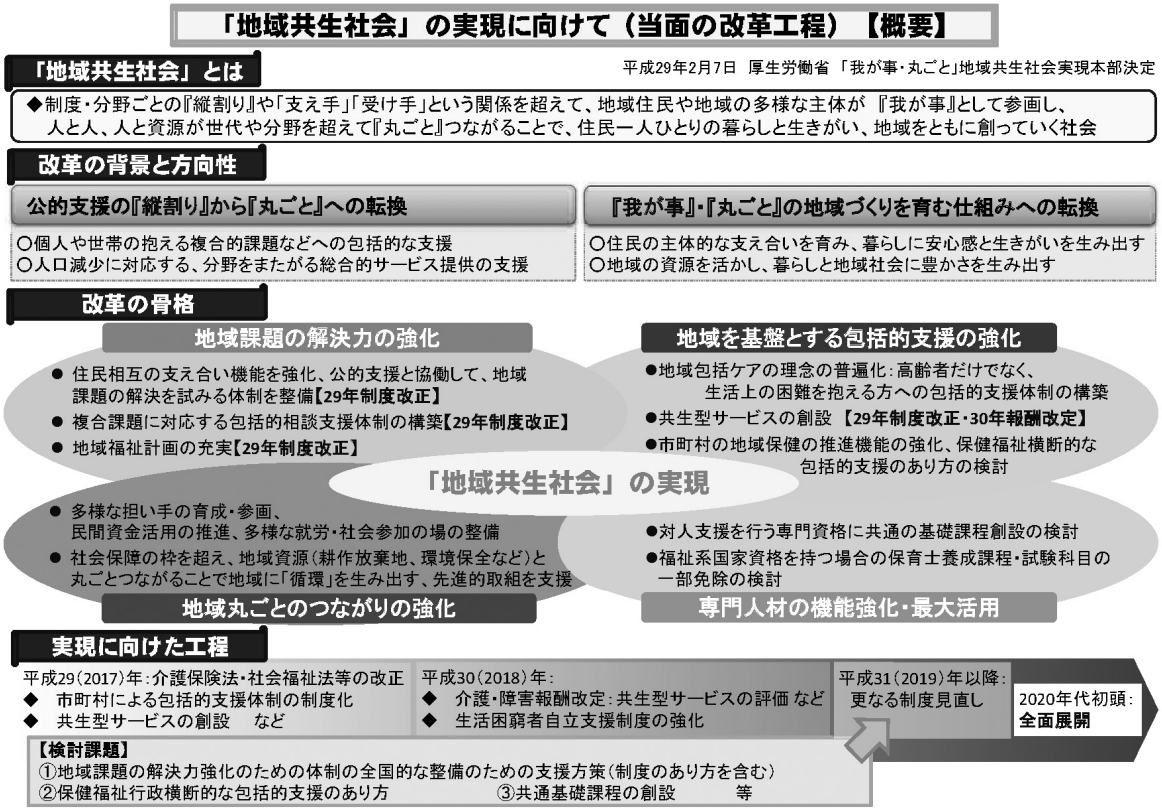
3　法律や制度などの動向

前計画を策定した平成26年以降、地域福祉に関連する法律や制度などはさまざまに変化しています。

①「地域共生社会」の実現に向けた取組

- 社会保障制度改革の考え方として示された「地域共生社会」は、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることをめざした地域包括ケアシステムの理念を普遍化し、高齢者のみならず、生活上の困難を抱える障害者や子どもなどが地域において自立した生活をおくることができるよう、切れ目のない支援を実現していくものです。
- 制度や分野の縦割りや、受け手・支え手という一方的な関係を超えて、地域のさまざまな主体が「我が事」として参画し、「丸ごと」につながることで、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をめざしています。
- 平成29年に示された「実現に向けた当面の改革工程」では、改革の骨格として「地域課題の解決力の強化」、「地域丸ごとのつながりの強化」、「地域を基盤とする包括的支援の強化」、「専門人材の機能強化・最大活用」の４点が掲げられ、市町村において包括的な支援体制を構築することが求められています。

《「地域共生社会」の実現に向けた「当面の改革工程」》（厚生労働省資料）



② 福祉の各分野や関連分野の法律の改正・制定

・「地域共生社会」の理念もふまえ、だれもが地域で暮らし続けられるように、権利擁護や災害時の支援なども含め、さまざまな課題を包括的に支援していくことを志向して、福祉の各分野や関連分野に関わる法律の改正や制定が行われています。

《この間に改正・制定された地域福祉に関わる主な法律》

平成26年３月	堺あったかぬくもりプラン３を策定
平成26年４月	災害対策基本法の施行 ・避難行動要支援者名簿の作成と名簿情報の利用・提供
平成28年４月	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行 ・差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供
平成28年４月	成年後見制度の利用の促進に関する法律の制定 ・成年後見制度の利用促進、体制の整備
平成28年４月	自殺対策基本法の改正 ・生きることの包括的な支援、関連施策との連携の強化
平成28年６月	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正 ・自立生活援助や共生型サービス等の実施 ・障害児支援サービスの拡充
平成28年６月	児童福祉法の改正 ・児童福祉法の理念の明確化（児童の権利など） ・児童虐待の予防、対応、自立支援の強化
平成28年12月	再犯の防止等の推進に関する法律の制定 ・職業や住居の確保、福祉サービス等の支援、理解の推進
平成29年５月	社会福祉法の改正 ・包括的な支援体制の構築、地域福祉計画の充実 ・社会福祉法人改革、公益的な取組の推進
平成29年６月	介護保険法の改正 ・介護予防・日常生活支援総合事業の実施 ・生活支援コーディネーターの配置　・共生型サービスの実施
平成30年６月	生活困窮者自立支援法の改正 ・包括的な支援体制・学習支援・居住支援の強化

・これらのうち、本計画の策定に特に大きく関係する法律の概要は、つぎのとおりです。

【社会福祉法（改正）】

・社会福祉法は、社会福祉の事業や活動に関して共通する基礎的な事項を定めた法律です。平成29年の改正では、「地域共生社会」の推進に向けて、住民や福祉関係者は支援を必要とする人や世帯の課題を把握し、連携して解決を図るよう留意することや、国や自治体はその促進のための取組を行う責務があることなどが定められました。

・また、包括的な支援体制を整備するために、住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備を行うとともに、身近な圏域で総合的な相談や連絡調整を行う体制や複合的な課題を解決するための体制づくりに努めることとされました。

・さらに、地域福祉計画を充実するよう、「包括的な支援体制の整備に関すること」や「高齢者、障害者、児童、その他の分野の福祉を推進するうえで共通して取り組む事項」についても定めることとされました。

《社会福祉法の改正における、地域福祉計画の見直しに関わる主な事項》

- 地域共生社会の実現に向けて、支援を必要とする住民や世帯が抱える多様で複合的な地域生活課題を、住民や福祉関係者が把握するとともに、関係機関と連携して解決をめざすことを明記（第４条第２項）
- 地域福祉の推進における国と地方公共団体の責務を定め、責務を具体化し、公的責任を明確にするため、包括的な支援体制に努めることを規定（第６条第２項、第106条の３）
- 福祉の各分野の相談支援を行う事業者の責務として、自ら解決に向けた支援が困難な地域生活課題を把握したときは、必要に応じて適切な支援機関につなぐことを努力義務として規定（第106条の２）
- 地域福祉計画、地域福祉支援計画の策定を努力義務とし、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関して共通して取り組むべき事項を定めること（分野別計画の上位計画と位置づけ）、定期的に調査、分析、評価を行うよう努めること（ＰＤＣＡサイクルをふまえた進行管理）を規定（第107条、第108条）

（全国社会福祉協議会「地域共生社会の実現に向けた地域福祉計画の策定・改定ガイドブック」に基づき記載）

【成年後見制度の利用の促進に関する法律】

・高齢社会の進行や障害者の地域生活の広がりなどをふまえ、認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が十分ではない人の日常生活や財産管理を支援する成年後見制度の利用を促進するよう、国や自治体の責務などを定めた法律が平成28年に制定されました。

・この法律に基づき、国は平成29年に「成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、①利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善、②権利擁護支援のための地域連携ネットワークづくり、③不正防止の徹底と利用しやすさの調和（安心して利用できる環境整備）などを柱とする施策を推進することとし、市町村も計画を策定することとされました。

《「成年後見制度利用促進計画（市町村計画）」に盛り込むことが望ましい内容》

- 権利擁護支援の地域連携ネットワークの役割（※1）を実現させる体制整備の方針
  （※1）権利擁護支援の必要な人の発見・支援
  　　早期の段階からの相談・対応体制の整備
  　　意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築
- 地域連携ネットワークの中核機関の整備・運営方針
- 地域連携ネットワークと中核機関の４つの機能（広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能）の段階的・計画的整備方針
- 「チーム」（※2）と「協議会」（※3）の具体化の方針
  （※2）協力して日常的に見守り、意思や状況を継続的に把握して必要な対応を行うしくみ
  （※3）「チーム」に対して必要な支援を行えるよう、専門職団体や関係機関が連携・協力する体制づくりをすすめる合議体
- 成年後見制度の利用に関する助成制度のあり方

（成年後見制度の利用促進を目的とした市町村計画策定支援のための調査研究事業検討委員会「市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き」に基づき記載）

【再犯の防止等の推進に関する法律】

- 犯罪件数が減少するなかで、検挙者に占める再犯者の割合が上昇していることをふまえ、犯罪や非行をした人が、地域の理解と協力を得て円滑に社会復帰するための施策などを定めた法律が平成28年に制定されました。
- そのなかで、国は「再犯防止推進計画」を策定して施策を推進することとしており、市町村は国の計画を勘案して計画を定めるよう努めることとされています。
- この法律では、再犯防止の取組への国民の理解と協力を得て、犯罪や非行をした人が社会から孤立することなく再び社会の一員となることを支援することが基本理念に掲げられています。
- 就労や住居の確保、自立生活が困難な高齢者や障害者、薬物依存症患者への保健医療・福祉サービスの提供が基本的施策に位置づけられるなど、地域福祉の推進とも深く関わる内容を包含しています。

《国の「再犯防止推進計画」の概要》

《５つの基本方針》

① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進

② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施

③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施

④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施

⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

《７つの重点分野と主な施策》

① 就労・住居の確保
- 職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実　・協力雇用主の活動に対する支援の充実
- 住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進　等

② 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化
- 薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グループを含む民間団体への支援
- 薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした再犯防止方策の検討　等

③ 学校等と連携した修学支援
- 矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実　・矯正施設からの進学・復学の支援　等

④ 特性に応じた効果的な指導
- アセスメント機能の強化　・特性に応じた効果的指導の充実　・効果検証・調査研究の実施　等

⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進
- 更生保護サポートセンターの設置の推進　・更生保護事業の在り方の見直し　等

⑥ 地方公共団体との連携強化
- 地域のネットワークにおける取組の支援　・地方再犯防止推進計画の策定等の促進　等

⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備

（法務省「再犯防止推進計画概要版」に基づき記載）

③ 持続可能な社会や地域づくりをめざす取組

【地方創生の取組】

・国全体で人口減少と超高齢化が急速に進行すると予測されるなかで、人口減少を食い止め、活力のある社会をつくるために、それぞれの地域で安定した雇用や安心して子育てができる環境をつくることをめざす地方創生を推進するよう、平成26年に「まち・ひと・しごと創生法」が制定されました。

・堺市は、平成28年２月に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、「住み続けたいまち」、「安心して子どもを産み育てられる環境」づくりを推進することとしており、地域福祉に関連する取組も多く盛り込まれています。

《「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の概要》

《人口の将来展望》
・「住み続けたいまち」、「安心して子どもを産み育てられる環境」を推進することで、将来推計人口に対する人口減少の均衡を図る

《３つの戦略の柱と重点項目》
「しごと」の創生分野 ～ 産業振興や雇用創出によりまちづくりを牽引します
・成長産業と新分野への挑戦、あらゆる人の活躍支援
「ひと」の創生分野 ～ 将来の堺を担う人づくりを進めます
・子育て支援、家庭・地域の子育て力の向上、人間力をはぐくむ教育
「まち」の創生分野 ～「愛着」や「誇り」を実感する魅力あるまちづくりを進めます
・中心市街地活性化、泉北ニュータウン再生

【持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の取組】

・地球上の「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のために、平成27年の国連総会で「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」が採択されました。

・堺市は平成30年に「ＳＤＧｓ未来都市」に選定され、地域福祉に関連する取組も多く含んだ「ＳＤＧｓ未来都市計画」に基づいて、各種の事業等を推進しています。

《「SDGs未来都市計画」の概要》

《堺・３つの挑戦》
①子育てのまち堺・命のつながりへの挑戦！
②匠の技が生きるまち堺・低炭素社会への挑戦！
③歴史文化のまち堺・魅力創造への挑戦！

《地域福祉と関連が大きな取組》
・待機児童解消　・多子世帯の利用者負担の軽減　・子ども食堂ネットワーク
・生活保護世帯の子どもの自立支援　・おでかけ応援制度
・高齢者が身近に集える場所　・がん対策　・女性の仕事と子育ての両立支援
・多様な人材の雇用　・堺セーフシティ・プログラム　・災害に強いまちづくり
・区域の特色を活かしたまちづくり　・地域まちづくり支援

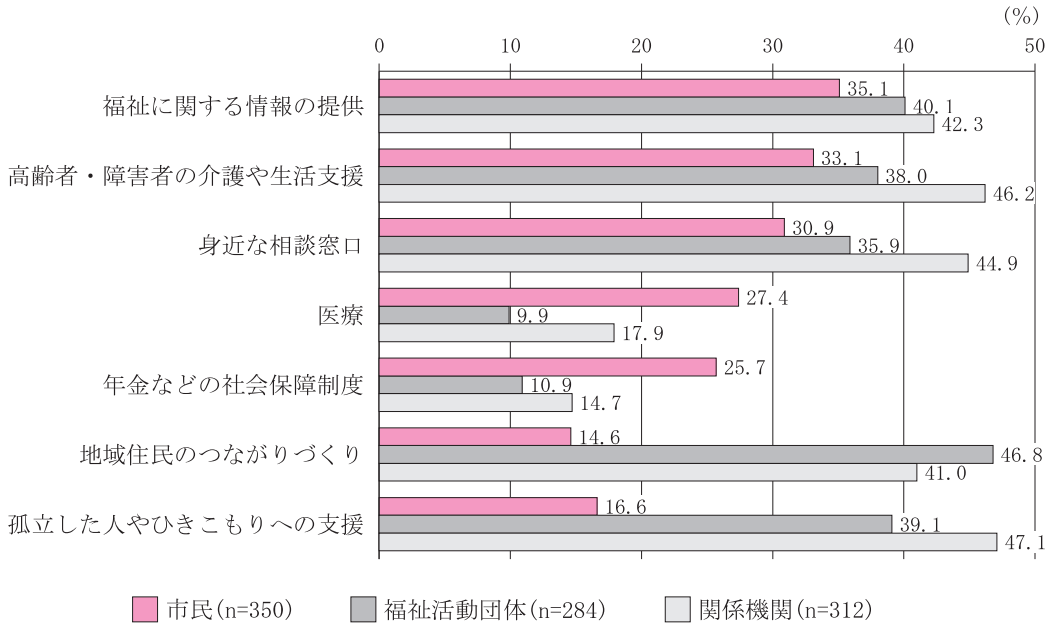
4　アンケート調査の結果と検討すべき課題

新たな地域福祉計画の策定に向けて、統計データ、計画に基づく取組、法律や制度などの動向をふまえ、市民と地域福祉に関わる活動や業務を行っている団体、機関に対するアンケート調査を平成30年度に実施しました。調査の結果から地域福祉計画において検討すべき主な課題を、つぎのように整理しました。

① 情報を的確に伝えるしくみづくりと取組の推進

- 地域の福祉を充実するために優先的に取り組むべきこととして、市民、団体、機関のいずれにおいても福祉に関する情報の提供が多くあげられ、福祉の情報が大量に発信されていても、必要な情報にアクセスすることが難しいことが示されています。
- そのため、通信機器をうまく活用して必要な情報を選べるように支援したり、人と人のつながりによるきめ細かな伝達、身近な地域で情報発信や相談などができる拠点なども活かして、情報を的確に伝える取組を推進していく必要があります。
- また、例えば、近い将来の不安として、50歳代などでは介護、20～30歳代では子育てや子どもの教育などが多くあげられていることから、予防的な取組をすすめたり、支援が必要になったときにすぐにつながるよう、年代ごとのニーズなどもふまえて、必要なときに必要な情報が得られるようにしていくことが求められます。

《地域の福祉を充実するために優先的に取り組むべきだと思うこと（上位回答を抜粋）》



【検討すべき課題】

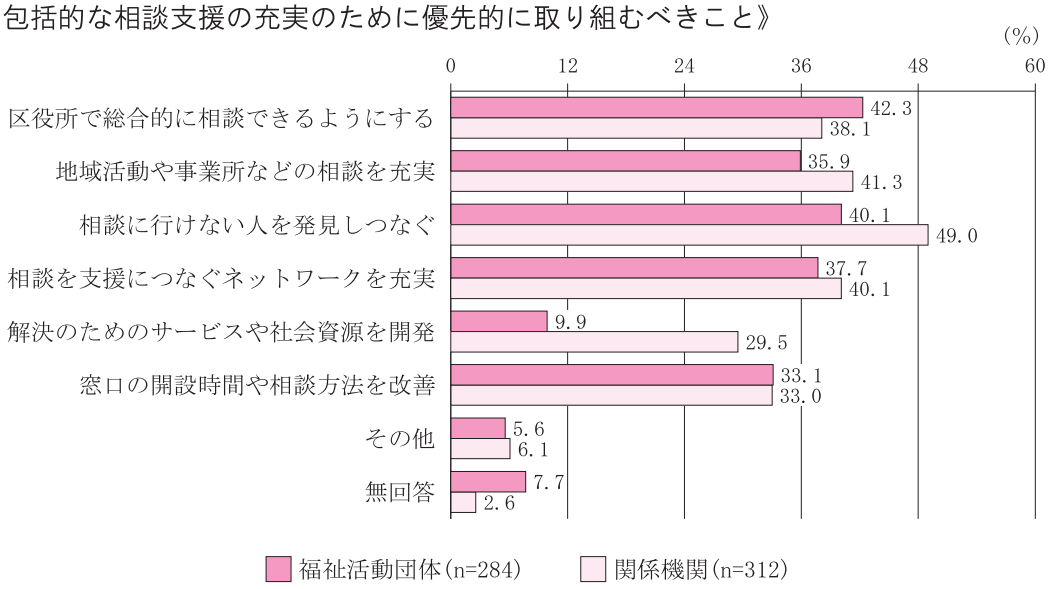
◎的確な情報活用の支援 → 必要な人に必要な正しい情報が伝わるような、情報の的確な伝達や情報選択等への支援

◎多様なニーズに応じた情報の発信 → 年代ごとに異なるニーズや関心、情報に対するスキルをふまえた、必要なときに情報が得られる発信方法の検討

② 身近な相談窓口と支援につなぐ取組

- 情報提供とならんで、身近に相談できる窓口の充実も、優先的に取り組むべきこととして多くの市民があげています。また、団体、機関からは、身近な窓口として区役所で総合的に相談できることが重要だという意見が多く出されています。
- 困りごとを抱えながらどうすればよいかがわからない市民がいることや、支援を拒否したり、ひきこもりの状態にある人などへの対応も含め、身近な圏域での相談窓口の充実や、地域に出向くアウトリーチの手法によるニーズ把握、まわりの人のニーズに気づく市民を増やすための支援などをすすめていくことも求められています。
- そのために、プライバシーの保護を前提としつつ、的確な支援を行ううえで必要な情報を効果的に共有するしくみを構築していくことも、大きな課題となっています。

《包括的な相談支援の充実のために優先的に取り組むべきこと》



【検討すべき課題】

◎身近な相談窓口や相談機能の充実 → 身近な圏域での相談窓口や地域に出向くアウトリーチ、市民の“気づき”との連携などによる、早期のニーズ把握と適切な支援へのつなぎ

◎関係機関との情報の共有に関する検討 → 個人情報の適切な保護を前提として、支援に必要な情報を共有するしくみのあり方

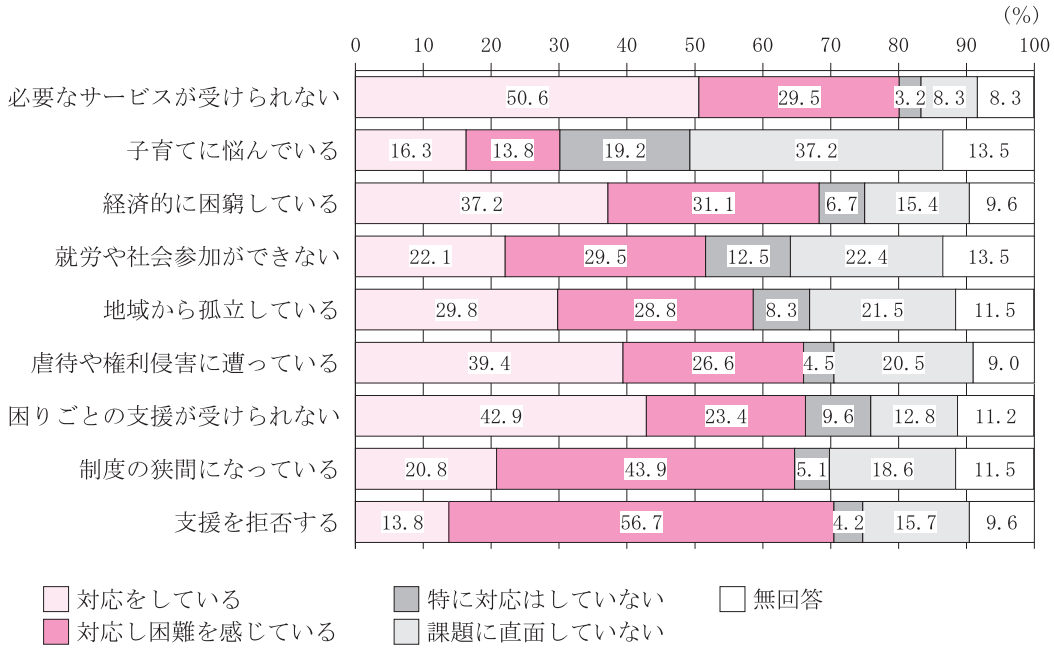
③ 区を基盤とした包括的な相談支援と解決のしくみづくりの推進

- 支援の現場では、ニーズの多様化や複雑化によって、１つの相談機関での対応が難しいケースが増えており、制度の狭間となっている課題への対応なども含めて、包括的な支援ができるしくみを、市民に身近なエリアを基盤として整備していく必要があります。
- 相談支援を行う機関では、ケースの増加や複雑化によって専門職の負担が大きく

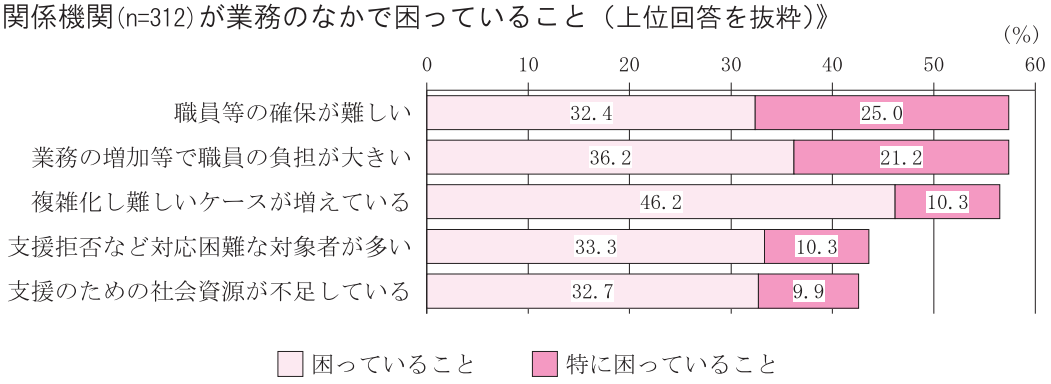
なっており、人材の養成やスキルアップのための取組なども不可欠となっています。

- 多様なニーズに対応し、複雑な課題なども解決していくために、新たなサービスや活動、しくみなどを開発していく取組を、積極的に推進していく必要があります。
- 包括的な支援をすすめていくために、団体からは医療機関、機関からは市民活動団体や近隣住民などと連携したいという意見が多く出されています。教育や就労、住まい、生活関連サービスなどの分野との連携も含め、さまざまな団体や機関などが課題を共有し、相互理解を深めながら効果的に協働していけるよう、分野や公・民の枠を越えた地域福祉推進のネットワークを、いっそう広げていく必要があります。

《関係機関(n=312)が業務のなかで対応している課題・困難を感じている課題》



《関係機関(n=312)が業務のなかで困っていること（上位回答を抜粋)》



【検討すべき課題】

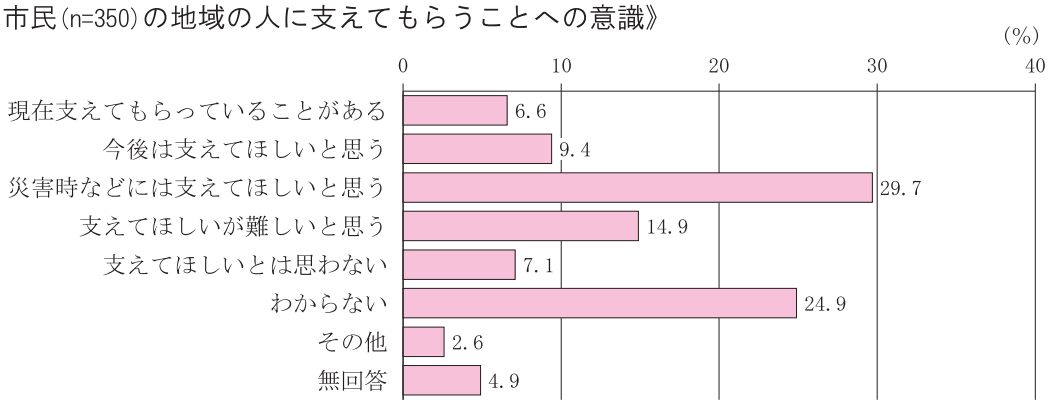
◎区役所における総合相談機能の検討 → 市民にとって身近な窓口である区役所を基盤として、包括的に相談支援ができるしくみづくり

◎多様な課題の解決を支援する人材育成やサービスの充実 → 多様な課題に対応するための専門職の養成とスキルアップ、分野を横断するネットワークの強化、多様な課題を抱える人への対応

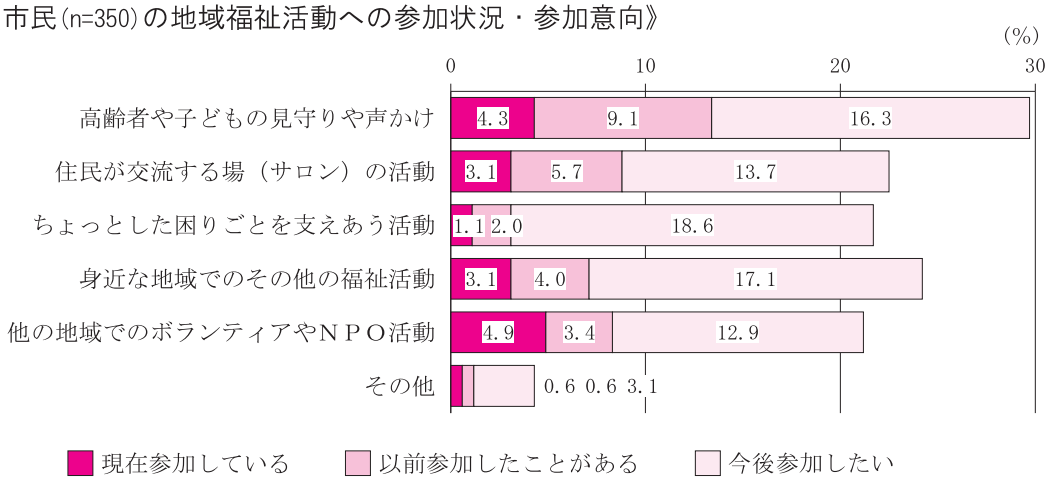
④ 地域でのつながりづくりと参加しやすい場づくり

- 近所の人と親しくつきあっている人は３割あまり、日常の困りごとを地域の人に支えてほしいと思う人も３割程度ですが、災害時には支えてほしいと考える人は多く、地域とのつながりに対して、さまざまな思いがあることが示されています。
- 地域の活動に新たに参加したいと思う市民は少なくないことから、多くの人が関心をもつ防災や、参加意向をもつ人が多いスポーツや文化活動などの幅広い分野の取組とも連携し、地域とのつながりを広げていくことが望まれます。
- 市民が新たに参加したい福祉活動として、ちょっとした困りごとを支えあう活動も多くあげられています。また、地域の福祉活動への参加をすすめるうえでは、気軽に、楽しく、近くでできる活動を増やすことが必要だという意見が多く出されており、多様な市民が参加しやすい活動の場や、分担して活動できるしくみを、身近な地域で充実していくことが強く求められています。

《市民(n=350)の地域の人に支えてもらうことへの意識》



《市民(n=350)の地域福祉活動への参加状況・参加意向》



【検討すべき課題】

◎参加しやすい居場所や活動づくり → 福祉以外の幅広い分野とも連携した、市民が気軽に、楽しく、近くでできる活動や参加しやすい居場所づくり、活動や参加を支援するコーディネーター等の体制の整備

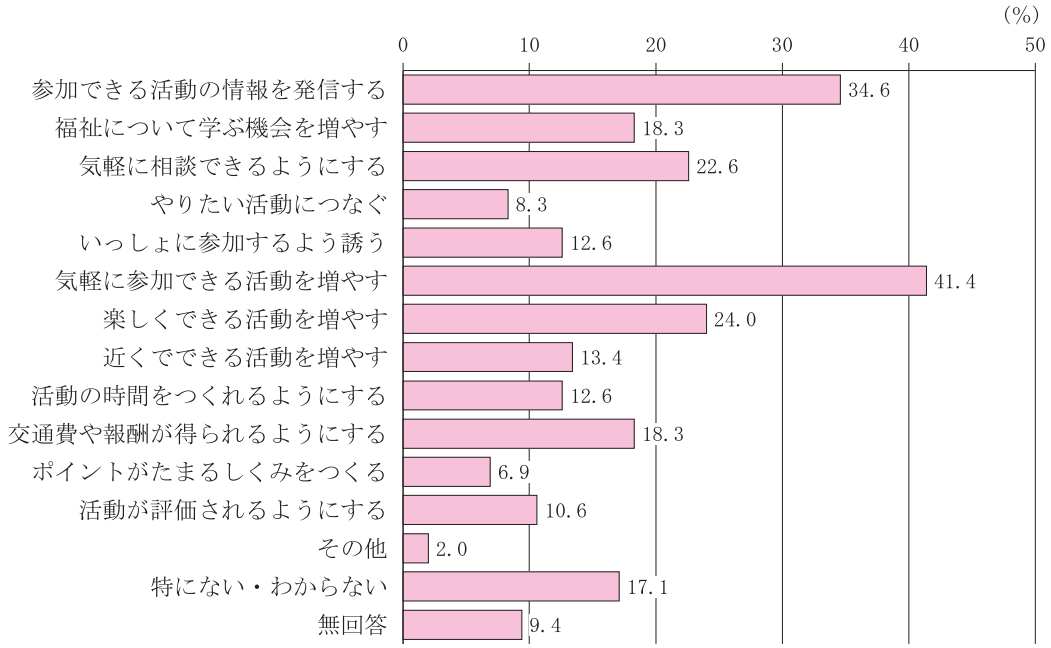
◎地域活動を活かした課題解決のしくみ → 地域の課題解決力を高めるための支援や、必要に応じて適切な専門機関等につなぐしくみ

⑤ 地域福祉の活動・サービスの担い手づくり

- 地域の福祉を充実するために取り組むこととして、高齢者・障害者の介護や生活支援、子育ての支援、年金などの社会保障制度、医療など、生活するうえでの困りごとへの具体的な支援を求める意見も多く出されており、福祉に関する各種サービスや活動を、市民のニーズに応じて提供できる体制を確保していく必要があります。
- その一方で、団体、機関の多くが、活動や事業を行ううえでの人材不足を訴えており、担い手の確保は避けて通ることのできない大きな課題です。
- 地域での福祉活動には、今後は参加したいという意向を示した人も少なくないため、参加意識を実践につなぐ取組を積極的にすすめていくことが重要です。そのために、気軽に、楽しく、近くでできる活動を増やすとともに、若い世代では、交通費や報酬が得られる活動や、活動が評価されることを望む意見もあります。
- 介護保険や障害福祉等のサービスを利用している人や家族も地域福祉活動に参加しており、新たに参加したいという意向も示されていることから、当事者の思いや経験を活かし、担い手としての参加を支援する取組も重要です。
- 活動への参加をすすめるには、地域福祉を「わがごと」（※）として理解できるよう、家庭、地域、学校、事業所などの多様なところで、暮らしにねざして地域福祉を学べる研修のしくみを充実することが求められます。
- 新たな活動の立ち上げや、継続、発展を支援するために、活動に関する情報の発信や、活動の拠点や財源の確保、専門職などによる支援を充実していくことの必要性も多くの団体や機関が指摘しており、各々の地域の多様な資源を効果的に活用して取り組んでいく必要があります。

（※）国は「我が事」を漢字で表記していますが、この計画ではひらがなで「わがごと」と表記しています。

《市民(n=350)が地域福祉活動に参加する人を増やすために優先的にすべきと思うこと》



【検討すべき課題】

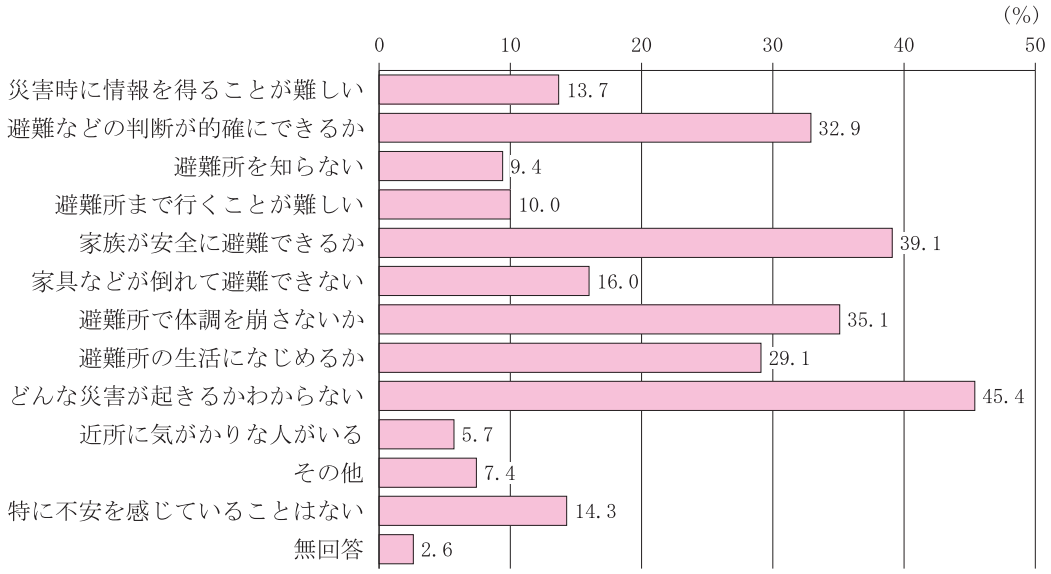
◎地域福祉活動への参加への支援 → 地域に関心をもつための話しあいや学習の場、研修をすすめるしくみづくり、地域福祉活動に参加意欲のある人を実践につなぐ取組、参加の少ない世代やサービスの利用者などの参加への支援の推進

◎多様な担い手の創出と連携 → 企業や団体等との連携や、有償型などの多様な活動の展開

⑥ 災害への備えや支援のしくみづくり

- 地震や台風などの自然災害は、多くの市民が共通して不安を感じる課題となっており、災害時は地域の人に支えてほしいと思う人も多くなっています。
- 災害時の避難や避難所での生活に不安をもつ人も多く、一人ひとりのニーズに応じた支援ができる体制や避難所の整備、資機材の確保などの取組を、地域の多様な人材や資源を活かし、公・民が役割を分担して、早急にすすめていく必要があります。
- また、災害時に支えあえるつながりや体制を平時からつくることで、日常的な支えあいや福祉コミュニティづくりなどに活かしていくことも期待されます。

《市民(n=350)が地震や台風などの災害時の避難に関して不安を感じていること》



【検討すべき課題】

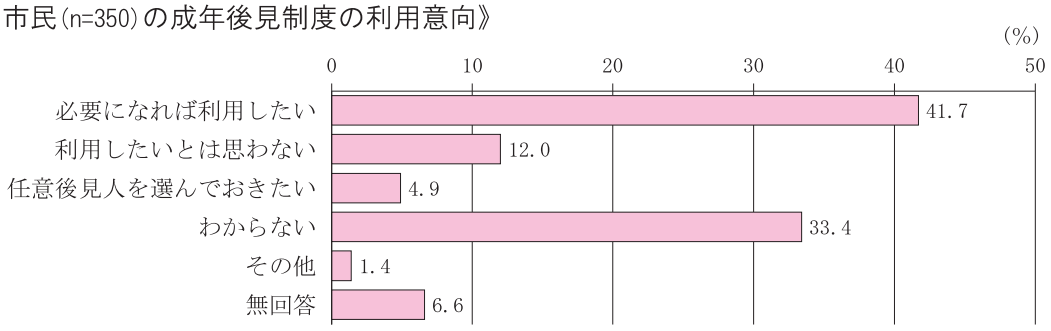
◎地域福祉の視点での防災や災害時支援の取組 → 災害への関心を活かした備えや、災害ボランティア等への参加の推進、災害時にニーズに応じて支援ができる体制や地域の避難所、福祉避難所の開設や運営方法の検討

◎防災への意識を活かしたまちづくり → いざというときに備える日常的なつながりと支えあいによる、安全・安心なまちづくり

⑦ 判断能力が十分でない人の権利擁護を支援する取組の推進

- 成年後見制度については、半数以上の人が制度の一定の内容も含めて知っていると答え、市民への周知の広がりがうかがえます。
- 必要になれば利用したいと答えた人も多く、高齢化の進行や障害者の地域での自立した生活の広がりなどともあいまって、利用者が大きく増えていくことが予測されることから、担い手の確保や取組への支援を充実していく必要があります。
- 一方、高齢世代の人は若い世代よりも制度の利用意向が低い傾向がみられることから、いっそうの理解をすすめるよう周知を図るとともに、成年後見制度を利用しやすくすることや、相談機関等への支援も求められています。
- そのため、成年後見を含む権利擁護の支援をすすめる中核的な機能や関係機関のネットワークを、いっそう充実する必要があります。

《市民(n=350)の成年後見制度の利用意向》



【検討すべき課題】

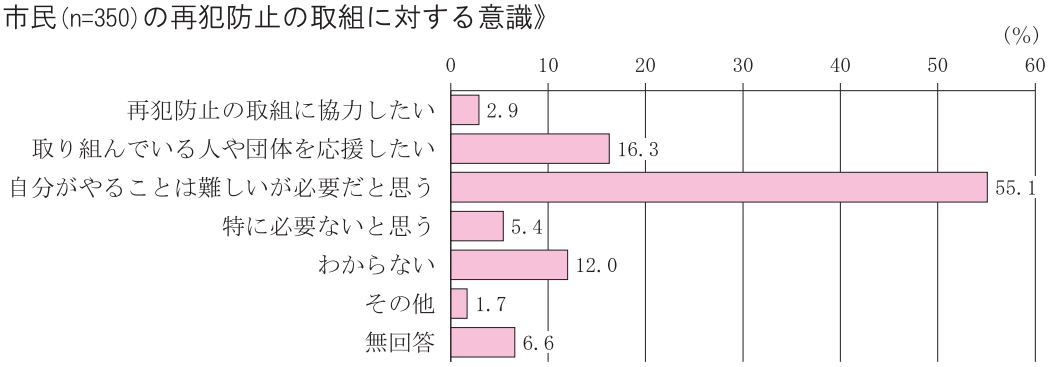
◎成年後見制度の利用促進 → 成年後見制度への理解や利用促進と、ニーズの増加をふまえた支援体制（中核機関の整備、ネットワーク化、地域の相談機関との役割分担など）の構築

◎幅広い視点での権利擁護 → 自分らしい生活を支援する多様な取組や、虐待・権利侵害等の防止

⑧ 犯罪や非行をした人の立ち直りを支援する取組の推進

- 犯罪や非行をした人の立ち直りを支援して再犯を防止する取組については、４割あまりの市民が知っていると答え、多くの人は取組の必要性も一定理解しています。
- 団体、機関でも、「社会を明るくする運動」などに参加したり、犯罪や非行をした人への支援を行っており、今後、取り組みたいと答えたところも多くなっています。
- 機関からは、就労や住まいの確保、保健・医療・福祉や教育の分野などと連携した支援、市民や関係者の理解を広げる取組などの必要性も指摘されています。

《市民(n=350)の再犯防止の取組に対する意識》



【検討すべき課題】

◎更生支援への理解と連携 → 情報発信などを通じた更生支援への理解と、社会的孤立や貧困などの地域福祉課題としての取組、関係機関・団体や市民との連携の推進

第３章　計画の推進目標

第３章　計画の推進目標

堺市の地域福祉をとりまく状況や課題をふまえ、市、社協、市民・団体、事業者・企業などをはじめ、地域に関わる「公」と「民」の多様な主体が参加、協働して地域福祉を推進していくうえで共有する目標を、つぎのように定めます。



1　計画の推進方針

（1）取組の理念

“ともに暮らすまち”、“支えあい続けるしくみ”を、わたしたちの“参加と協働”でつくる

だれもが安心して心豊かに暮らすことを支える地域福祉の基盤として、わたしたち（市、社協、市民・団体、事業者・企業をはじめ、地域に関わるすべての人や組織）は、さまざまな立場で、さまざまな“思い”をもち、さまざまな暮らし方をしている人たちが、みんなで“ともに暮らすまち”づくりをすすめます。

そして、そのまちで暮らし続けられるように、お互いを知り、理解しあいながら、さまざまな“困りごと”を解決し、すべての人の人権と安心できる暮らしをまもっていくために、地域のあらゆる力をあわせ、社会にも広く呼びかけながら、“支えあい続けるしくみ”をつくっていきます。

わたしたちのまちで、すべての人の《【ふ】だんの【く】らしの【し】あわせ》を実現するために、一人ひとりが“できること・したいこと”を考えて参加し、つながりを広げながら、“強み”を活かして協働していくことをめざし、この計画を推進していきます。

（２）取組の視点

「取組の理念」を実現するために、つぎの４つの視点を重視して、すべての活動や事業を推進していきます。

① 人権を尊重し、共生をすすめる

- 地域では、さまざまな人々が生活しています。そのなかで、年齢、性別、国籍、障害の有無、社会的出身、経済状況等にかかわらず、だれもが地域社会の一員として尊重し、支えあいながら、心地よく、安心して暮らせるまちづくりが、地域福祉のめざすことです。
- 一方、社会のなかには、さまざまな偏見や差別、権利を損なう事象などの課題が残されています。虐待や差別などを防ぐための法律が整備され、制度に基づく取組もすすんできていますが、虐待の発見や差別的な対応をなくす配慮など、地域のさまざまな人や組織が意識し、協力して取り組まなければ、多くの問題を解決することはできません。
- みんなが“ともに暮らすまち”にするために、地域福祉をすすめるためのすべての活動や事業において、人権の尊重をあらためて徹底します。また、活動や事業にだれもが参加、利用できるようにして、活動や事業を通じてお互いの理解をすすめるように、意識して取り組みます。

②“自分らしい”生活を、包括的に支援する

- 都市化やグローバル化が進行し、社会の成熟化とともに価値観やライフスタイルが多様化して社会とのつながりも変化するなかで、さまざまな“困りごと”を抱えたり、“生活のしづらさ”を感じることが増えています。地域での生活を支える地域福祉のニーズが多様化、複雑化し、増大するなかで、すべての市民が、自らの意思に基づいて“自分らしい”生活がおくれるように、“支えあい続けるしくみ”を構築することが求められています。
- 生活の“困りごと”は多岐にわたり、１つの制度では対応できなかったり、制度の狭間となっているものもあります。生活全体をみて包括的に支援していくために、さまざまな分野の機関が連携したり、公と民の多様な主体が各々の“強み”を活かして協働し、チームとなって継続的に関わっていくことを、地域福祉のすべての活動や事業に関わる人が意識し、効果的に協働するためのしくみや場づくり、つなぐ力を高めることなども考えながら、取組をすすめます。

③ 多様な人や組織が参加、協働する

- さまざまな“困りごと”や“生活のしづらさ”などにより、地域福祉は、だれにとっても「わがごと」になってきています。しかし、高齢化の進行や働き方の変化などで、地域活動の支え手はますます厳しい状況になり、福祉の仕事に従事する人の確保も難しくなっています。地域福祉を持続可能なものにするためにも、いっそう多くの人や組織が参加した取組として広げていく必要があります。
- だれもが必要なときは地域福祉の「受け手」になり、“おたがいさま”の意識をもって各々ができることで「支え手」にもなって、気軽に、楽しく、その人にとって身近なところで関われるように、多くの、さまざまな人が参加しやすいことを考えて、すべての活動や事業をすすめます。
- 特に、これまで地域福祉と関わりが少なかった人々や、さまざまな分野の団体、事業者・企業など、また、支援を受ける立場の人なども含めて、幅広く呼びかけ、参加のための条件を整えるなどの支援をしながら、参加を広げます。
- そして、各々の特性や“強み”を活かした協働をすすめていくことで、いっそう広がりのある、効果的な活動や事業を展開します。

④ 必要な情報を、必要な人に的確に伝える

- 自らの“困りごと”に気づき、“自分らしい”生活を支える支援を選んで適切につながるためにも、また、地域の課題を知って、自分ができることを活かせる活動や事業の支え手となるためにも、地域の状況や、地域福祉の支援、さまざまな活動などについての情報を、的確に知ることが重要です。
- 地域福祉に関する情報は、さまざまな方法で、たくさん発信されています。しかし、自分にとって必要な情報を的確に得ることが難しいと感じる人が多く、だれもが「わがごと」として地域福祉に関わるうえで、大きな課題となっています。
- 情報を必要な人に的確に伝えることは、活動や事業を効果的にすすめるうえで不可欠なことです。また、市民は情報を強く求めています。このことをあらためて認識し、地域福祉のさまざまなネットワークや、多様な手法を活用しながら、情報を的確にわかりやすく発信すること、また、情報を受け取りにくい人や、自らの“困りごと”に気づかない人などにも的確に伝わるように配慮することを、すべての取組のなかで意識して推進します。

（3）わたしたちの役割と協働

地域のさまざまな主体が、それぞれの“強み”を活かして役割を分担し、協働して堺市の地域福祉を充実していくために、これまで地域福祉と関わりが少なかった人や組織などにも積極的に呼びかけながら、だれもが「わがごと」として理解し、参加することをめざして、活動や事業を推進していきます。

市

- 堺市の地域福祉推進の責務をもつ主体として、市民・団体、事業者・企業等がいっそう広く参加・協働して地域福祉を推進するよう呼びかけながら、支援のしくみづくりや条件整備を推進するよう、地域福祉の推進機関である社協を支援し車の両輪となって取り組みます。
- 市民の福祉課題を解決するサービスや活動が的確に実施されるよう、生活に関わるさまざまな分野の部局、大阪府や国などの関係機関等と連携し、「公」の役割を発揮してニーズの集約や調整を行いながら、直接的な支援や、サービス提供体制の量と質の確保などを推進します。

社協

- 高い公共性をもって地域福祉を推進する専門機関として、「くらしをまもる」、「つながりをつくる」、「地域福祉を創る」という３つの方向性に取り組み、市とともに、多くの市民・団体、事業者・企業、関係機関の参加と協働のもとで、地域福祉を総合的に推進します。
- コミュニティワーク（地域活動への支援）の専門性を活かして、さまざまな人や組織をつなぐ「地域福祉のプラットフォーム」をつくるとともに、地域にねざしたコミュニティソーシャルワークの機能と専門性を活かし、地域の力をつないで市民の福祉課題を解決するための相談や支援を推進します。

市民・団体

- 一人ひとりの市民が、地域福祉を「わがごと」と理解し、自分、家族、地域の人々などの「ふだんの、くらしの、しあわせ」を実現するよう、よりよい生活をめざすとともに、地域、社会とつながり、“できること・したいこと”で支えあいます。
- 一人ひとりの“思い”を、身近な地域の組織や、志を共有する人々によるボランティア・ＮＰＯ・当事者組織などの団体を通じて、力をあわせて実現するよう、参加を広げながら、各々の目的に沿った活動・事業を展開するとともに、各々の特長を活かして協働し、いっそう効果的に推進していきます。

事業者・企業

- 社会福祉法人をはじめとする福祉サービスを提供する事業所や、市民の生活に関わるさまざまな事業を行っている事業者・企業は、各々の業務を通じて、市民のよりよい暮らしを支えます。
- あわせて、地域の一員として、組織がもつ事業、人材、拠点、資金などの資源を活用して積極的に地域や社会に貢献し、地域の住民・団体や市などとも協働して、地域福祉の推進に取り組みます。

（4）エリアごとの取組と連携

地域福祉のさまざまな課題に効果的に対応していくために、各々のエリアがもつ機能や資源の“強み”を活かして取り組むとともに、エリアを越えて重層的に連携して補いあいながら、堺市全体の地域福祉を充実していきます。

自治会等のエリア

- 日常的なあいさつや交流等を通じて住民がつながり、“困りごと”に気づいたり、災害時などの支えあいができるエリアとして、自治会をはじめとする住民組織（管理組合等も含め）が、校区福祉委員会、民生委員児童委員や日常生活圏域を支援する専門機関等と連携して地域福祉への理解を広げながら、活動を推進していきます。

小学校区

- 地域にねざした地域福祉活動をすすめる基本的なエリアとして、さまざまな地域組織が参加する校区福祉委員会が中心となって、地域福祉の専門機関や住民の生活に関わる多様な機関、団体、事業者・企業などといっそう協働し、必要に応じて他の小学校区などとも連携しながら、住民の“困りごと”や地域の福祉課題を把握し、協働して解決する活動を推進します。

日常生活圏域

- 住民の“困りごと”や地域の福祉課題が複雑化・多様化していることに対応していくために、地域包括ケアシステムに位置づけられた21か所の日常生活圏域（複数の小学校区で設定）での取組を強化します。そのために、地域包括支援センターや日常生活圏域コーディネーターによる住民や地域組織などへの相談や支援を充実するとともに、より多様な機関、団体、事業者・企業などと連携した取組を推進します。

区

- 地域の状況に応じた地域福祉を推進するため、「各区まちづくりビジョン」と連動させて区の特性やニーズに応じた取組の方向性を定め、活動や事業を展開します。
- 身近なところで的確な相談や支援ができるよう、区保健福祉総合センターの機能を強化するとともに、関係機関・団体・事業者等とのネットワークをいっそう充実し、協働による取組を推進します。

堺市全域

- 各エリアでの活動や事業を推進するため、専門的な機能を発揮した支援を充実するとともに、各エリアの取組から課題を集約し、必要に応じて施策化などを行い、堺市全体の地域福祉を推進します。
- 堺市だけでは解決できない課題については、周辺自治体や大阪府、国などとの協力をいっそう強化し、広域の協働による取組や制度の改善などを推進していきます。

2　取組の基本目標

「計画の推進方針」の各項の考え方をふまえ、つぎの４つの基本目標に沿って、さまざまな活動や事業を体系的、計画的に推進します。

① 生活の“困りごと”を見つけ、支援につなぎ、解決します

- 生活のなかでの“困りごと”や“生活のしづらさ”を抱える人が増えていくなかで、それらを早期に発見し、適切な支援につながるように、自分やまわりの人が気づき、その人にとって身近なところで相談できるしくみを広げます。
- どこに相談しても適切な支援につながるように、関係する人や組織などが連携し、情報を共有しながら、さまざまな課題を包括的に支えるしくみづくり、ネットワークやツールづくり、つなぐ力をもつ人材づくりを推進します。
- 増大し、多様化する地域福祉の支援ニーズに的確に対応するために、土台となる公的なサービスを提供する体制を計画的に整備するとともに、地域のさまざまな支え手も参加、協働し、ひきこもりの人、発達障害などのある人、認知症の人、さまざまな環境に置かれた子ども、外国人住民などへの支援、犯罪や非行をした人の更生の支援なども含む、新たな課題や制度の狭間への対応をすすめ、さまざまな“困りごと”を解決します。
- “困りごと”を予防するために、健康で生きがいのある安定した暮らしがおくれるように、一人ひとりの主体的な取組を推進、支援します。
- “困りごと”を解決する取組が、支援を受ける人の意思を尊重し“自分らしい生活”をいっそう支えるものとなるよう、支え手の意識やスキルも高めながら、よりよいサービスや活動をめざします。

②“ともに暮らすまち”づくりを、多様な人や組織の参加と協働ですすめます

- 地域で暮らすさまざまな人が、心地よく“ともに暮らすまち”にしていくために、地域福祉や地域共生社会について知り、理解を深めて、「わがごと」として考えるための取組をすすめます。
- “ともに暮らすまち”づくりのひとつの出発点として、地域で暮らしているさまざまな人が孤立しないように、出会い、交流し、理解を深める場や活動を広げます。
- 日常生活のさまざまな“困りごと”を、地域の力を活かして支えていくために、多様な人や組織が“できること・したいこと”で支え手となって参加できる場や活動を増やします。また、活動への関心を高めたり、参加の気持ちを後押しするなど、参加をすすめるための支援や、参加しやすい環境づくりを強化します。
- 多様な人や組織が参加することで、各々の“強み”を活かして協働し、いっそう効果的に活動や事業を展開していくよう、地域福祉に関わる人や組織がつながる場を増やして話しあいをすすめながら、協働での取組を推進します。
- 参加と協働による地域福祉を推進するために、さまざまな取組への支援を、地域の資源を活かして広げるとともに、活動する人のつなぐ力、支える力を高めるための

取組を充実します。

③ すべての人の権利擁護を支えます

- すべての人の人権と、地域で安心して“自分らしく”生活するためのさまざまな権利を守るために、地域福祉に関わるあらゆる人や組織が、連携して取り組む体制を構築します。
- すべての人への権利侵害や虐待、暴力などを防ぐために、市民や関係者の理解を広げながら、予防と解決に向けた取組を強化します。
- 判断能力が十分ではない人を支援する成年後見制度を効果的に活用するとともに、安心な生活を支えるさまざまな取組を通じて、“自分らしい生活”を支援する、積極的な権利擁護を推進します。

④ 安心で、生活しやすい環境をつくります

- 弱い立場に置かれがちな人を災害、犯罪、事故などから守り、だれもが安全に暮らせるまちをつくっていくために、一人ひとりの意識づくりや、いざというときに状況に応じた対応を行うための備えを充実するとともに、さまざまな人や組織がつながって支える安全・安心な地域づくりをすすめます。
- だれもが「わがごと」として地域福祉に関わり、地域での生活や社会参加ができるように、移動などがしやすいまちづくりを推進します。

第４章　市が重点的に取り組む施策

第４章　市が重点的に取り組む施策

第３章で掲げた「取組の基本目標」に基づき、市は、さまざまな主体と協働しながら、つぎの５つの施策に重点的に取り組みます。

【重点的に取り組む施策の体系】

基本目標 ①

生活の“困りごと”を見つけ、支援につなぎ、解決します

重点施策［１］　包括的な相談支援体制の構築

１）包括的な相談支援の充実と人材育成
- ① 包括的な相談支援の充実
- ② 各区での専門相談支援体制の充実

２）複雑、多様な課題に対応する相談支援の充実
- ① 包括的な支援のための協働体制の構築
- ② 身近な相談の充実
- ③ 多様化するニーズなどに対応する支援の充実

３）一人ひとりの「気づき」を高める取組の推進
- ① 効果的な情報発信と意識啓発の推進

重点施策［２］　更生支援の推進

１）更生支援の取組への理解の推進
- ① 更生支援の必要性の周知と啓発
- ② 保護司などの民間更生保護活動への支援
- ③ 犯罪や非行を起こしにくい地域づくりの推進

２）社会復帰をすすめるための連携と支援の推進
- ① 立ち直りを支援する関係機関のネットワークの構築
- ② 地域生活を支えるための支援の推進
- ③ 薬物乱用の防止や依存症からの回復への支援

基本目標 ②

“ともに暮らすまち”づくりを、多様な人や組織の参加と協働ですすめます

重点施策［３］　多様な居場所づくりや地域福祉活動への支援

１）つながりづくり・居場所づくりと地域福祉活動への参加の促進
- ① 市民の多様な関心を活かしたつながりづくり
- ② 参加しやすい居場所づくり
- ③ 多様な地域福祉活動の推進

２）つながりや支えあいを支援する体制の充実
- ① 日常生活圏域コーディネーターの機能と体制の強化
- ② 地域福祉活動の支え手の発掘と育成
- ③ 多様な場面での地域福祉の学習や体験の充実

３）多様な主体の参加と連携による地域福祉活動の推進
- ①「地域福祉のプラットフォーム」の構築
- ② 多様な主体による取組との連携の推進
- ③ 有償やビジネスの視点を含めた活動の推進

基本目標 ③

すべての人の権利擁護を支えます

重点施策［４］　権利擁護の推進

１）権利擁護支援体制の強化

① 関係者による協議会の設置とネットワークの構築
② 権利擁護支援の中核機関の設置
③ 地域の相談機関での相談支援の充実

２）権利侵害や虐待等の防止と解決に向けた取組の充実

① 権利侵害、差別や虐待を防止するための啓発
② 権利侵害、差別や虐待の解決に向けた支援の充実
③ 積極的な権利擁護の推進

３）成年後見制度の利用促進と支援体制の充実

① 成年後見制度の広報・周知の充実
② 相談やニーズ把握の充実
③ 制度の利用支援体制の充実
④ 後見人への支援の充実
⑤ 状況に応じた制度利用の促進

基本目標 ④

安心で、生活しやすい環境をつくります

重点施策［５］　災害への備えや支援のしくみづくり

１）災害時の支援が必要な人とのつながりと支援体制づくり

① 避難行動要支援者への支援についての理解と、訓練等の推進
② 避難行動要支援者の把握の推進
③ 避難行動要支援者の安否確認や避難支援のための取組の推進
④ 災害ボランティア活動の推進

２）支援が必要な人に配慮した避難所等の整備の推進

① 支援が必要な人に配慮した避難所運営の推進
② 必要な物資等の確保の推進

基本目標 ①　生活の“困りごと”を見つけ、支援につなぎ、解決します

重点施策［１］　包括的な相談支援体制の構築

【現状と課題】

- 堺市では、各区役所に保健福祉総合センターを設置し、関係機関が運営する窓口とも連携して、高齢者、障害者、子ども・子育て、生活困窮、健康などに関する相談支援や各種事業を実施しています。一方で、健康や福祉に関する市民のニーズが多様化、複雑化していることが指摘されています。このため、市民にとって身近な窓口である区役所が、さまざまな相談を受け止め、解決につなげるよう、「どこに相談しても、きちんとつながる」という観点の重要性を認識し、組織や人材の「受け止める力」や「つなぐ力」を高めていく必要があります。
- 現在、さまざまな相談窓口や機関などで受けた“困りごと”を共有し、連携して支援していくために、高齢者支援ネットワーク会議などの分野ごとのネットワークや協議体が設置されています。しかし、複合的な課題をもつ人や世帯、制度の狭間となっている新たな課題などへの支援を効果的にすすめるためには、分野や公・民の枠を越えて協働していくことが必要であり、各々の役割を“見える化”して共有するしくみや、協議の場を強化することが求められます。また、“困りごと”を潜在化させないために、個人情報を含む情報共有の取組が、包括的な支援を行っていくうえでの課題となっています。
- 多様な“困りごと”を的確に相談につなぐには、その人にとって身近なところで、気軽に相談できることが重要です。堺市では、民生委員児童委員が住民の相談に応じるとともに、校区福祉委員会が運営する「校区ボランティアビューロー」が身近な相談窓口として利用されています。また、当事者団体が“ピア（同じ体験をもつ仲間）”の関係を活かした相談活動をすすめるなど、多様な取組が行われています。こうした取組をいっそう広げていくために、より多くの人や組織と協力したり、多様な場を活かした“つなぎ”をすすめていくことが求められます。
- あわせて、自分やまわりの人が“困りごと”に早期に気づき、相談や支援につながるように、地域福祉を「わがごと」として理解し、「受け手」、「支え手」となる意識を高めるための学習や、適切に行動するための情報を選ぶことができるように的確に伝える取組も、いっそう充実していく必要があります。

【市の主な取組】

１）包括的な相談支援の充実と人材育成

① 包括的な相談支援の充実

（包括的な相談支援と連携）

- 各区の保健福祉総合センターにおいて、どの窓口に相談しても迅速に必要な支援につなぎ、複合的な課題などにも「断らない相談」、「つながり続ける支援」ができるよう取り組みます。また、社協の区事務所ともいっそう協働し、区内の専門機

関や地域の関係機関とも効果的に連携し、チームによる支援を推進します。

（包括的な相談支援の充実に向けた人材育成）

- 複合的な生活課題に対応できる職員を育成するよう、担当分野を横断する知識やスキルを習得できる研修のしくみを構築します。また、多種・多様な職務を経験することで専門性を高めるよう、効果的なジョブローテーション（人材育成を勘案した異動）のあり方を検討し、推進します。

② 各区での専門相談支援体制の充実

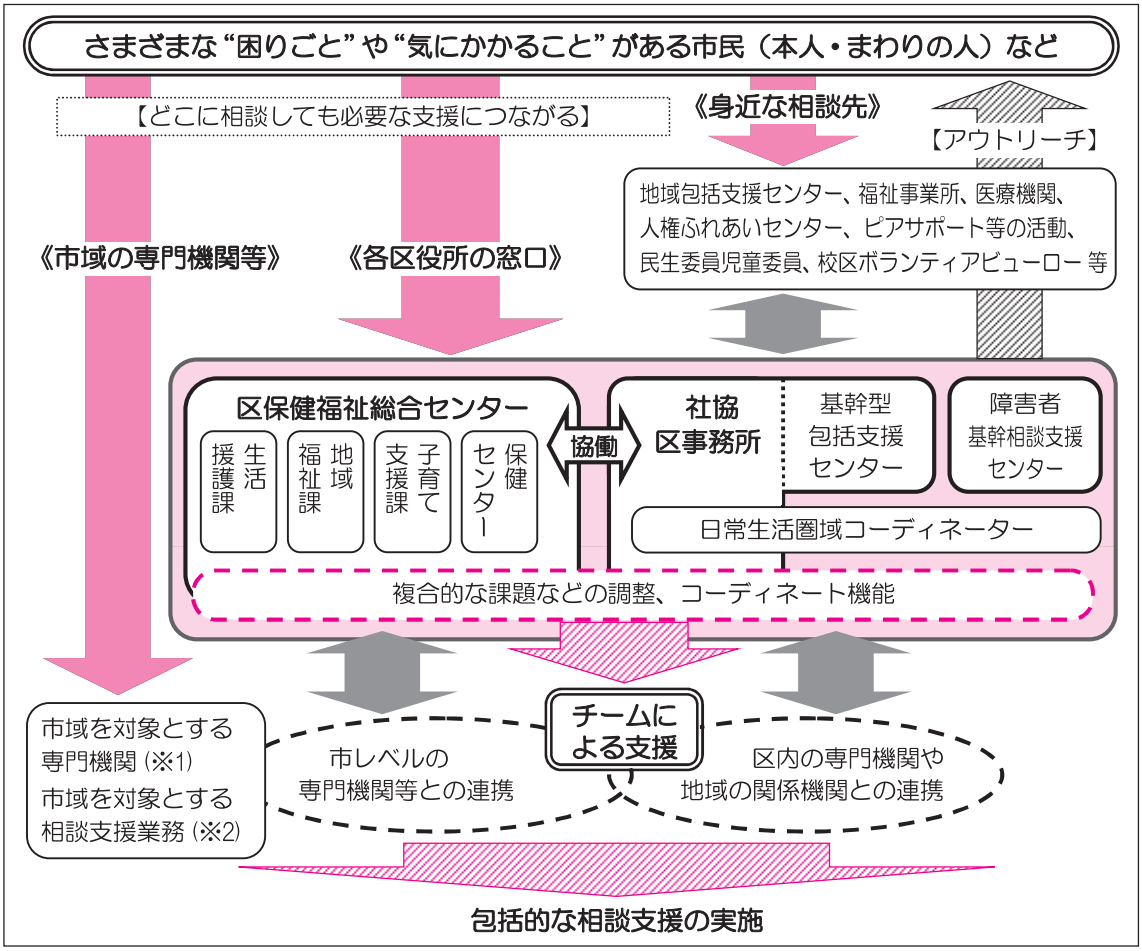
（生活困窮者自立相談支援の充実）

- 生活・仕事応援センター「すてっぷ・堺」による社協の区事務所での巡回相談を実施するとともに、社協の区事務所に配置した日常生活圏域コーディネーターとよりいっそう連携し、生活困窮者自立相談支援の充実を図ります。

（権利擁護に関する相談支援の充実）

- 各区の基幹型包括支援センター、障害者基幹相談支援センター、21の日常生活圏域に設置する地域包括支援センターにおいて、成年後見制度などの権利擁護に関する相談支援の充実を図ります。

《区を基盤とした包括的な相談支援のイメージ》



（※1）子ども相談所、障害者更生相談所、こころの健康センター 等
（※2）生活・仕事応援センター、権利擁護サポートセンター、日常生活自立支援事業、生活福祉資金貸付 等

２）複雑、多様な課題に対応する相談支援の充実

① 包括的な支援のための協働体制の構築

（分野を越えたネットワーク会議等の推進）

- 分野ごとに設置されているネットワーク会議の調整を図るなど、分野を越えて連携した対応を推進します。
- 地域の関係団体等とも連携し、公・民の多様な力をあわせた支援などについて協議する会議を設置するため、日常生活圏域コーディネーターがつなぎ役となって、取組を推進します。

（地域福祉志向の人材づくり）

- 福祉などの専門職と、地域で活動している人などが、各々の役割を理解し、強みを活かして協働して地域のさまざまな福祉課題に対応できるよう、社協が運営している地域福祉型研修センターの機能を活用して、「地域福祉志向の人材づくり」に向けた研修などを充実するよう支援します。

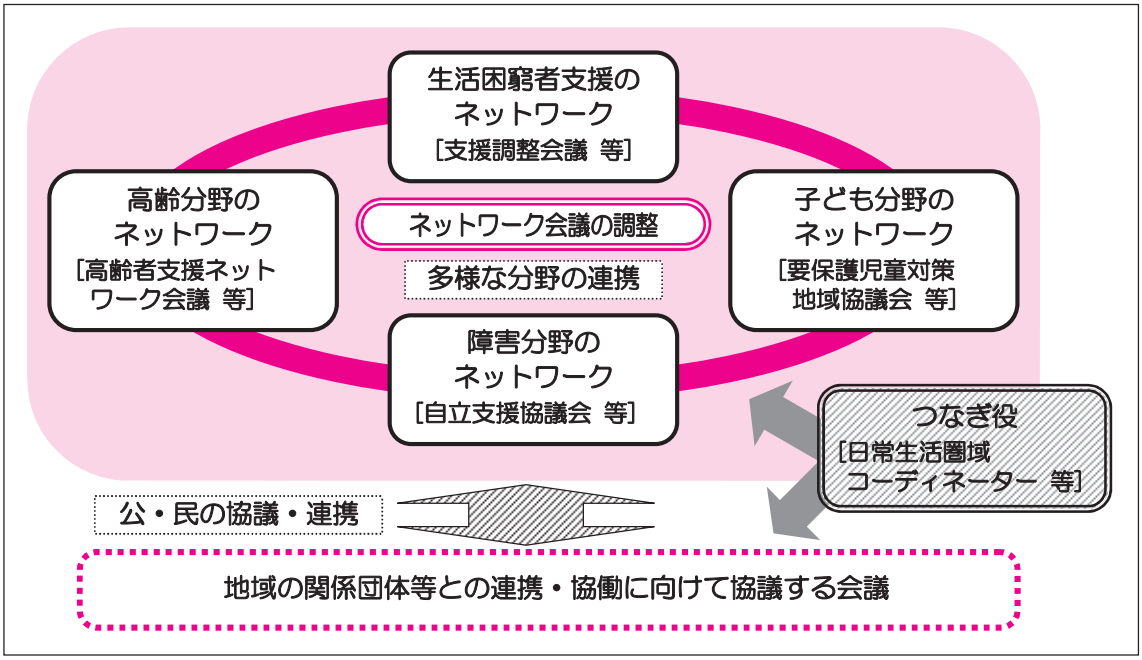
（資源や経験の蓄積と共有）

- 各機関・団体などの機能や、事業・活動などを集約、整理して、さまざまな資源を“見える化”したデータベースを構築し、各機関・団体等の相互の理解のもとで効果的に活用する取組を推進します。
- 協働による支援の振り返りを通じて、経験の蓄積と共有ができるしくみも検討し、支援の充実や新たな制度の創出などでの活用を推進します。

（個人情報の共有に関するルールの検討）

- 個人情報の適切な管理についての正しい理解を広げるために、情報提供や学習などを推進します。
- 個人情報を保護しつつ、事業や活動の充実に効果的に活かすために、適切に管理し、共有するための方法や共有の範囲などについてのルールづくりを検討します。

《包括的な支援に向けた協働をすすめるためのネットワーク会議等の連携のイメージ》



② 身近な相談の充実

（事業者等との連携による相談の充実）

- 地域包括支援センターや福祉事業者、医療機関などに地域福祉に関する制度や事業の情報を周知し、利用者や地域の人などへの情報提供や相談で活用するとともに、課題などを発見したときには適切な支援につなぐよう、連携を強化します。
- 日常生活に関わる福祉以外の分野のサービスを提供している事業者などが、利用者や地域の人などの“困りごと”や異変などに気づいたときにも、適切な相談機関に迅速につないでもらえるように、多様な事業者との連携のネットワークづくりを推進します。

（ピアサポート等の活動との協働）

- 当事者の経験や共感を活かした相談支援や“困りごと”の解決に向けた主体的な取組を促進し、支援などでの連携を図るよう、ピアサポート等の活動と相談機関等の協働を推進します。

（地域での相談の場の充実）

- 地域の身近な相談の場として、校区福祉委員会が運営する校区ボランティアビューローの機能を高めるよう、社協の取組を支援します。
- 日常生活圏域コーディネーター等が必要に応じて校区ボランティアビューローを訪問し、相談ボランティアと連携して適切な支援につなぐなどの取組を推進します。

（身近な相談場所の周知）

- 自分やまわりの人などが“困りごと”に気づいたときに、気軽に相談できるように、身近な相談場所を周知するための広報などを充実します。

③ 多様化するニーズなどに対応する支援の充実

（ひきこもりの人などへの支援の充実）

- ひきこもりの人や、発達障害をはじめとする多様な障害のある人、認知症の人、さまざまな環境に置かれている子ども、外国人住民など、支援のニーズが増加している課題や、制度の狭間となっている新たな課題などに対応する支援を充実するよう、各分野の事業と、地域の多様な活動などの連携による取組を推進します。

3）一人ひとりの「気づき」を高める取組の推進

① 効果的な情報発信と意識啓発の推進

（多様な情報の発信と情報取得への支援）

- 地域福祉はすべての人にとって「わがごと」であり、だれもが「受け手」にも「支え手」にもなるという意識が高まるように、地域福祉への理解を深めるための情報発信や学習を推進します。
- 生活のさまざまな“困りごと”に気づき、早期に適切な支援につながるように、地域福祉のサービスや活動などに関するさまざまな情報を、多様な媒体を活用して効果的に発信します。
- 市民が必要性を感じたときに、適切な情報にアクセスして取得できるよう、さまざ

まなニーズに応じた情報発信や、人や組織などを通じて的確に伝える取組を推進します。

・地域福祉や生活のさまざまな場面に関わる情報発信においてＩＣＴ（情報通信技術）の活用が広がっていることに加え、ＩｏＴ（モノのインターネット）化がすすんでいます。こうしたしくみを利用しにくいことによる情報格差が生活の格差につながらないようにするために、相談や支援などの方策を検討します。

重点施策［２］ 更生支援の推進

【現状と課題】

・わが国では、刑法犯の件数が毎年減少するなかで、再犯者の割合が増加しており、安全・安心なまちづくりのためにも、犯罪や非行をした人が社会生活に復帰するための支援を、市民や関係者の理解を得てすすめることが課題となっています。堺市には大阪刑務所、大阪医療刑務所、大阪少年鑑別所があり、矯正施設がある全国の自治体との会議や、近畿ブロックの再犯防止実務担当者協議会などにも参加して、情報交換や取組に向けた協議などを行っています。

・再犯を防止するためには、矯正施設などでの適切な指導により、犯罪などをした人が責任を自覚し、被害者の心情を理解して、自ら社会復帰に向けて努力することが必要です。一方、加齢や障害、疾病などで保健医療や福祉の支援を必要としたり、貧困や社会的孤立から犯罪につながるケースもあります。矯正分野と、保健・医療・福祉、住宅、就労、教育などの多様な分野が連携し、地域で生活するうえでの支援を、一人ひとりの必要性に応じて行っていく必要があります。

・地域での孤立を防ぐには、市民や関係者の理解が重要です。堺市でも保護司、更生保護女性会や協力雇用主などによって、更生を支援する活動が行われており、市民へのアンケート調査でも、再犯防止の取組の必要性は多くの人や組織が感じています。このように、犯罪や非行をした人の立ち直りを支援するとともに、犯罪を起こしにくい地域づくりを推進していくことが求められています。全国で展開されている「社会を明るくする運動」などの取組も活かし、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念もふまえて、いっそうの理解と協力を市が積極的に推進します。

【市の主な取組】

１）更生支援の取組への理解の推進

① 更生支援の必要性の周知と啓発

（社明運動などの啓発活動の推進）

・犯罪や非行をした人への偏見や差別をなくし、社会のなかで孤立せずに生活できるように、「社会を明るくする運動」をはじめとする啓発活動などいっそう推進することを通じて、更生支援の取組の必要性についての周知と啓発に努めます。

② 保護司などの民間更生保護活動への支援

（活動の周知や支援の推進）

- 保護司や更生保護女性会などの民間の更生保護活動をいっそう周知することにより、活動への支援を推進します。

（地域での学びの場づくり）

- 地域の活動や民間ボランティア等と連携して、地域での学びの場づくりを推進するよう、保護司と学校関係者の連携や、協力体制づくりなどに努めます。

③ 犯罪や非行を起こしにくい地域づくりの推進

（見守りや居場所づくりなどの地域活動の推進）

- 地域での見守り活動や居場所づくりの活動などを通じて、地域や社会からの孤立を防ぎ、つながりのある、犯罪や非行を起こしにくい地域づくりを支援します。

（福祉的な支援による犯罪の防止）

- 貧困や社会的孤立による犯罪の防止に向けて、生活困窮者自立支援事業をはじめとする各種事業を活用した支援を行います。
- 障害や認知症などが起因して犯罪の加害者になってしまう場合があることもふまえ、介護や日常生活の支援が必要な人が適切な福祉サービスを利用できるように支援します。

2）社会復帰をすすめるための連携と支援の推進

① 立ち直りを支援する関係機関のネットワークの構築

（多様な分野や公・民が協働するネットワークづくり）

- 犯罪や非行をした人の立ち直りをすすめるうえで、さまざまな課題に対応した支援を効果的に行うために、矯正と保健・医療・福祉、住宅、就労、教育などの多様な分野の関係機関や民間ボランティア、自助団体などが、各々の役割を理解し、強みを活かして協働していくためのネットワークを構築するよう推進します。
- 矯正施設をはじめとする関係機関等と連携し、刑務所出所時などに、一人ひとりの課題に応じて適切な生活環境を整えるための支援を行う手法について検討します。

② 地域生活を支えるための支援の推進

（就労支援の推進）

- 刑務所出所者等の就労支援に取り組んでいるハローワーク、保護観察所、大阪法務少年支援センター（大阪少年鑑別所）などの関係団体等と連携しながら、犯罪や非行をした人の就労に向けた相談や各種支援の充実を図ります。

（住居確保のための支援の推進）

- 地域生活の基盤となる住居の確保に向けて、更生保護施設等や福祉施設の利用、公営住宅の活用、民間賃貸住宅の確保や、入居のための支援などの取組を、高齢者、障害者、生活困窮者などの住まいの確保のための支援などとも連携して推進します。

（福祉サービスの利用などへの支援の推進）

・加齢や障害などで福祉や保健・医療などの支援が必要な人が、適切な相談支援やサービスを利用できるように、事業者等の協力を得ながら支援を推進します。

③ 薬物乱用の防止や依存症からの回復への支援

（薬物依存症への理解の推進）

・薬物依存に関する正しい理解を広げるように、さまざまな関係機関や団体と連携して、広報や啓発活動に取り組みます。

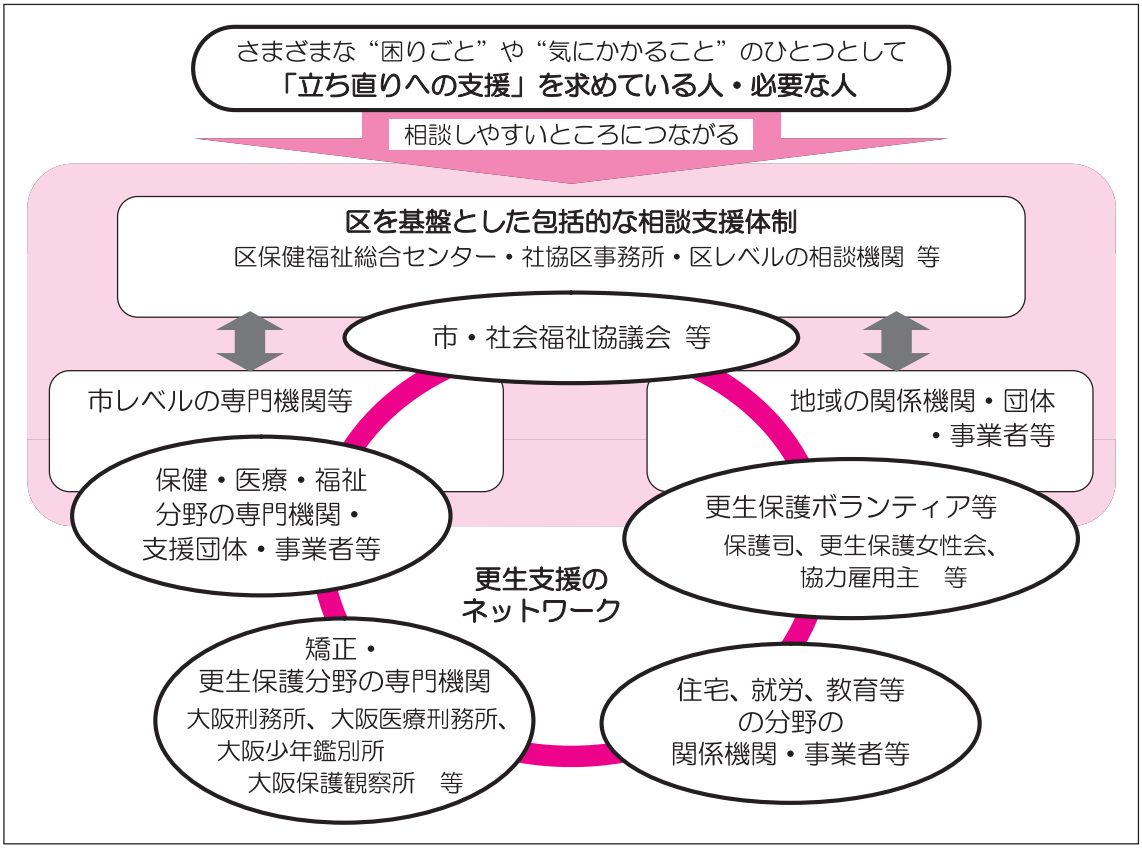
（支援に関する相談窓口の周知）

・薬物依存からの回復支援を必要とする人が適切な支援につながるように、さまざまな手法を活用して、相談窓口の周知に努めます。

（関係機関と連携した支援の推進）

・医療・福祉・司法の関係者や自助団体などをはじめ、さまざまな関係機関と連携し、適切な治療や回復プログラムにつながるよう、相談支援を行います。

《包括的な相談支援体制を活かした更生支援のネットワークのイメージ》



基本目標 ②　“ともに暮らすまち”づくりを、多様な人や組織の参加と協働ですすめます

重点施策［3］　多様な居場所づくりや地域福祉活動への支援

【現状と課題】

- 堺市では、校区福祉委員会が中心となった「地域のつながりハート事業」などを通じて、高齢者などのいきいきサロン、子育てサロン、世代間交流などの、身近な地域での支えあいや居場所づくりの活動が行われています。また、ボランティアやＮＰＯなどによるテーマ型の活動や、老人クラブ、障害者の団体、子育てサークルなどの仲間どうしの活動などが、地域の福祉課題やさまざまな“困りごと”の解決をめざして、幅広く行われています。
- 近年では、さまざまな家庭環境で暮らす子どもたちを地域で支援する子ども食堂などの活動も広がっており、地域組織やボランティア団体などとともに、社会福祉法人や民間企業・事業者等も参加し、ネットワークを通じて連携しながら、各々の強みを活かした多様な活動が展開されています。
- こうした取組を通じて、地域との関わりが保ちにくく、ひきこもっていた人などとのつながりも生まれてきています。さらに多くの人が参加できるように、「その人」にとって参加しやすい多様な居場所をつくったり、呼びかけていっしょに参加するなどの“つなぎ”を担う人を増やし、いっそう広がりのある活動にしていくことが期待されます。
- 一方で、高齢化の進行や、働き方、ライフスタイルや価値観の多様化などで、地域福祉の支え手が少なくなっている地域もあります。また、地域のつながりに対する意識も多様化していますが、災害時には地域で支えあうことが必要だと考えている人が多く、地域の活動にも、今後は参加したいと考える人も少なくありません。
- このような状況をふまえ、さまざまな人や組織が参加できる話しあいの場、地域福祉を理解するための多様な学びの活動や情報発信などを広げていくことが求められています。また、これまで地域福祉活動との関わりが少なかった人や組織なども含め、みんなで“ともに暮らすまち”をつくるという視点で、関心を共有していくことが望まれます。そして、連携しながら各々の“思い”やニーズにマッチした多様な活動ができるように、地域のさまざまな資源を活かして、支援を行っていくことが求められます。

【市の主な取組】

１）つながりづくり・居場所づくりと地域福祉活動への参加の促進

① 市民の多様な関心を活かしたつながりづくり

（安全・安心を実現していくためのつながりづくり）

- 増大する災害や犯罪、事故などを受けて、安全・安心を求める意識が高まっています。いざというときに支えあえるつながりづくりに向けて、日常的な交流や地域

で支えあう活動への参加を広げていくよう、取組を推進します。

（スポーツや趣味の活動などを活かしたつながりづくり）

・スポーツや趣味などの主体的な活動をしている人が、暮らしの場である地域への関心をもち、地域福祉活動への参加の輪を広げるように、さまざまな分野の団体や支援機関などと連携して、取組を推進します。

② 参加しやすい居場所づくり

（参加しやすい居場所づくり）

・地域活動への参加が少ない男性や若者、ひきこもりがちな人など、社会や地域とのつながりが少ない人も、過度な負担を感じず、気軽に、楽しく、その人にとって身近なところで参加しやすい居場所を増やしていくために、さまざまな主体による居場所づくりの取組を広げていけるよう、日常生活圏域コーディネーターなどによる支援を推進します。

・その人にとって参加しやすい居場所で築いた社会とのつながりを、住まいのある地域での日常的なつながりや支えあいにも広げていけるように、多様な居場所をつなぐ取組を支援していきます。

（居場所での相談や課題解決に向けた取組の推進）

・“困りごと”を解決する機能をもつ居場所を増やしていくよう、日常生活圏域コーディネーターや、さまざまな福祉専門職・事業所などによる支援を推進します。

・多様な居場所づくりと連動させて、居場所での情報提供や相談をすすめるとともに、福祉的な支援が必要な人を発見し、地域の活動やサービスなどにつなぐ取組を推進します。

③ 多様な地域福祉活動の推進

（多様な人の参加の促進）

・さまざまな場面や方法を活かした情報発信や学習を通じて、地域福祉はだれもが「受け手」にも「支え手」にもなってすすめるものだということへの理解を深め、子どもから高齢者までの多様な世代、支援を受けている人、市内で就労や就学をしている人なども含めて、だれもが“できること・したいこと”で参加するよう、促進していきます。

（多様な活動の情報提供）

・地域福祉活動への参加を促進するため、多様なニーズに応じた地域福祉活動や、活動を支援する資源などに関する情報を収集し、発信するしくみづくりを、日常生活圏域コーディネーター等と連携して検討し、推進します。

（多様なエリアが連携した活動の推進）

・さまざまな“困りごと”や地域の課題が多様化、複雑化し、それらに対応する活動も広がってきていることをふまえて、地域福祉活動の基本的なエリアである小学校区から、必要に応じて、日常生活圏域や区などのエリアで、さまざまな団体や機関などと連携して活動を行う取組なども、支援していきます。

２）つながりや支えあいを支援する体制の充実

① 日常生活圏域コーディネーターの機能と体制の強化

（全区への配置の推進）

・日常生活圏域コーディネーターを全区に配置し、地域の問題解決力を高めるための支援を推進します。

② 地域福祉活動の支え手の発掘と育成

（効果的な研修の推進）

・地域の住民や関係者が地域福祉への理解を深め、福祉などの専門職とも協働して活動をすすめる力を高めるために、社協が運営している地域福祉型研修センターの機能を活用して研修を充実するよう支援します。

・多くの研修のなかから、各々のニーズにマッチした研修を選んで受講できるように、情報を集約してインターネットで発信している「地域福祉研修情報ネット」の活用を推進します。また、研修の重なりなどをふまえ、堺市全体で効果的、体系的な研修をすすめるように、研修を実施している機関・団体等と連携した検討なども行っていくよう、促進していきます。

（地域福祉活動のリーダーやキーパーソンの発掘、育成）

・地域福祉型研修センター機能を活用するとともに、日常生活圏域コーディネーターの活動を通じて、地域福祉活動のリーダーや、民生委員児童委員をはじめ地域での日常的な支えあいをすすめるうえでのキーパーソンとなる人の発掘や育成を推進するよう支援します。

③ 多様な場面での地域福祉の学習や体験の充実

（学校での福祉教育の推進）

・若年世代が地域福祉を学ぶ機会が増えるように、各種の学校などでのカリキュラムに取り入れたり、地域や社会を福祉的な面から考える体験型の学習を推進するよう、教育委員会や学校、関係者、地域などと連携して取り組みます。

（企業や事業者での学習の推進）

・企業や事業者が地域の一員として、従業員などが地域活動などに参加して地域の福祉に貢献できるよう、企業や事業者で地域福祉の理解を深める学習を行うための支援を行っていきます。

３）多様な主体の参加と連携による地域福祉活動の推進

①「地域福祉のプラットフォーム」の構築

（さまざまな機関・団体・事業者、市民などが集まる場づくり）

・地域福祉に関わるさまざまな機関・団体・事業者、市民などが集まる「地域福祉のプラットフォーム」をエリアやテーマごとに構築し、それぞれの事業や活動を共有して効果的な協働ができる体制づくりを推進するよう、地域福祉のネットワークの推進機関である社協の取組を支援します。

② 多様な主体による取組との連携の推進

（社会福祉法人の社会貢献事業との連携）

- 地域のさまざまな福祉課題の解決を図っていくうえで、社会福祉法人が公共性と専門性、多様な資源を活かして行う公益的な取組と連携を図るよう、日常生活圏域コーディネーターや社協の取組を支援します。

（企業や事業者との連携）

- 企業・事業者、ＮＰＯ法人などと、地域のさまざまな団体や市などが連携して福祉課題の解決に取り組めるように、各々の取組や課題などについての情報を発信し、相互の理解を深めるとともに、日常生活圏域コーディネーターによる取組へのアドバイスなどの支援を推進します。

（福祉以外の分野の専門職等との連携）

- 地域で多様な活動をしている人や組織がつながり、協働して「元気な地域づくり」を推進していけるように、まちづくりや多様な分野の市民活動などを支援する専門職と福祉分野の専門職などが連携して取り組むしくみを、関係する分野の支援機関や社協などと連携して検討していきます。

③ 有償やビジネスの視点を含めた活動の推進

（有償の地域福祉活動のあり方の検討）

- 地域での福祉活動の受け手と支え手の意識が多様化していることをふまえ、堺市の状況やニーズにマッチした有償活動のあり方を検討します。

（コミュニティビジネスなどの促進）

- ビジネスの手法で地域の課題を解決するコミュニティビジネスなどを促進するよう、情報発信や活動への支援、ＮＰＯ法人の立ち上げなども含めた組織づくりなどへの支援を推進します。

基本目標 ③　すべての人の権利擁護を支えます

重点施策［４］　権利擁護の推進

【現状と課題】

- だれもが“ともに暮らすまち”づくりをめざす地域福祉では、すべての人の権利を守り、だれもが必要な支援を受けながら、安心して“自分らしい生活”がおくれるように支援していくことが、すべての取組の基礎となります。
- 権利の侵害や差別、虐待などをなくすために各種の法律が制定され、予防や問題の解決に向けた取組がすすめられていますが、権利を損なう事象は地域のさまざまなところで今なお発生しており、地域福祉を推進するうえでの大きな課題として、いっそう積極的に取り組んでいく必要があります。
- そのため、地域福祉に関わる多様な人や組織が連携して取り組んでいくためのネットワークを構築し、すべての人の理解と意識を高めるように呼びかけ、“気づき”や“つなぎ”を地域にねざしてすすめることが求められます。そして、協力して解決していくことで、地域生活を支えるという視点にたった、幅広い権利擁護の取組をすすめることが重要です。
- また、高齢化が進行するなかで、認知症や知的障害、精神障害などで判断能力に支援が必要な人が、地域のなかで安心して暮らせるように支援することが、いっそう大きな課題となっています。
- 堺市では、権利擁護支援の中核的な役割を担う機関として権利擁護サポートセンターを設置し、関係機関・団体等と連携し、成年後見制度も活用しながら、さまざまな事業を行っています。今後はますます権利擁護支援のニーズが増加し、いっそう多様な支援が求められると考えられます。支援を必要とする人の一人ひとりの“思い”やニーズにあわせた支援ができるように、幅広い機関や団体等の参加を得て権利擁護支援のネットワークを広げ、身近な地域で相談や支援につながるしくみづくりや、支え手の確保なども含めて、支援体制の強化を図っていく必要があります。

【市の主な取組】

１）権利擁護支援体制の強化

①　関係者による協議会の設置とネットワークの構築

（地域連携ネットワークの構築）

- 保健・医療・福祉や生活に関わるさまざまな分野、司法などの機関・団体・事業者、市民、市などによる協議会を設置し、権利擁護支援をすすめるための地域連携ネットワークを構築します。

② 権利擁護支援の中核機関の設置

（中核機関の設置）

- 権利擁護サポートセンターを、権利擁護支援をすすめる地域連携ネットワークの推進の中核機関として位置づけ、ネットワークを構成する機関や団体等と連携して、さまざまな課題に対応する権利擁護支援の取組を幅広く推進します。

（権利擁護サポートセンターの機能と体制の充実）

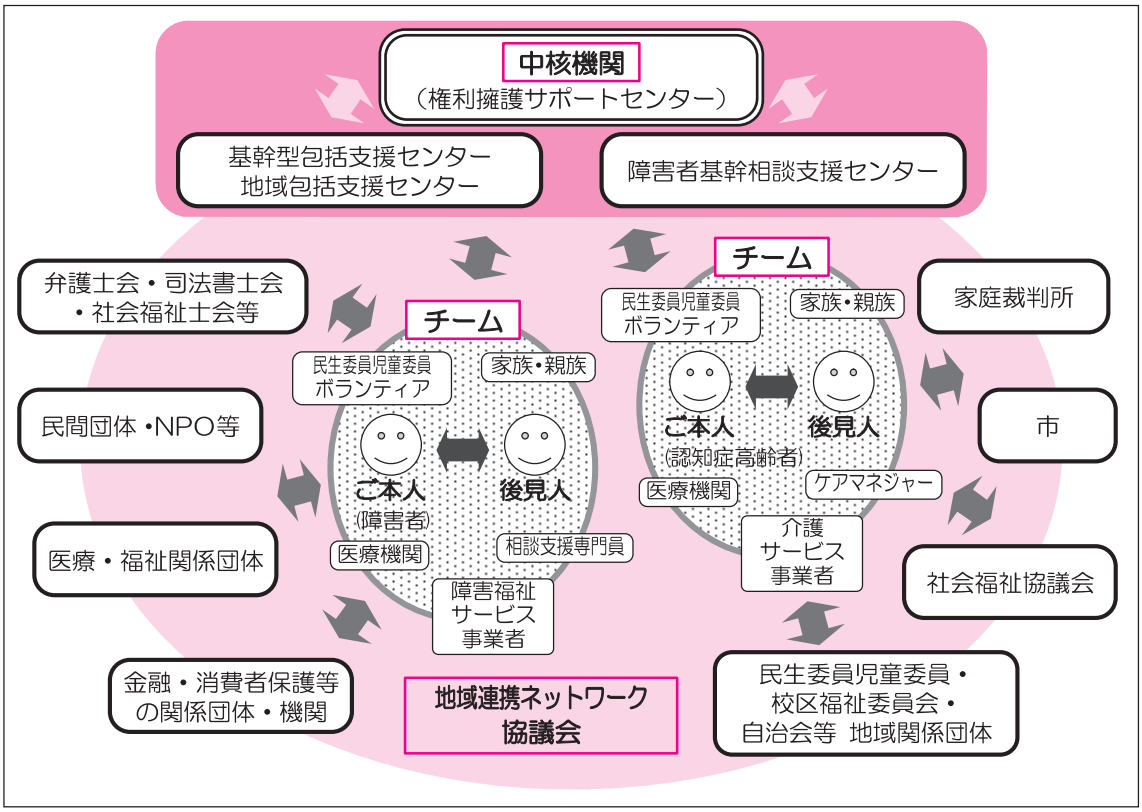
- 地域連携ネットワークの中核機関としての機能を担うとともに、地域の相談機関である各区の基幹型包括支援センターや障害者基幹相談支援センター、地域包括支援センターなどへのバックアップ機能を強化するよう、権利擁護サポートセンターの機能と体制の充実を図ります。

③ 地域の相談機関での相談支援の充実

（地域での相談支援の充実と連携の強化）

- 各区の基幹型包括支援センター、障害者基幹相談支援センター、地域包括支援センターでの成年後見制度をはじめとする権利擁護に関する相談支援の充実を図り、積極的な周知を行っていきます。また、保健福祉総合センターをはじめとする他の相談窓口や事業所などとも連携し、支援が必要な人を早期に発見し、つなぐ取組を推進します。

《権利擁護支援をすすめる地域連携ネットワークのイメージ》



２）権利侵害や虐待等の防止と解決に向けた取組の充実

① 権利侵害、差別や虐待を防止するための啓発

（関係機関、団体と連携した啓発の推進）

- すべての人への権利侵害、差別や虐待を防止するため、高齢、障害、子ども、生活困窮者支援などのさまざまな分野の事業や活動に関わる機関・団体などとも連携し、啓発を推進します。

② 権利侵害、差別や虐待の解決に向けた支援の充実

（関係機関、団体との連携による支援）

- 権利侵害、差別や虐待を早期に発見し、解決のための適切な支援につなぐよう、さまざまな関係機関、団体と連携を強化し、見守りや支援を推進します。

（担当職員の専門性の確保、向上）

- 虐待などへの対応を迅速、適正に行うために、対応する職員の専門性の確保と向上を図ります。

③ 積極的な権利擁護の推進

（多様な課題に対応する権利擁護支援の推進）

- 外国人住民との共生や、犯罪を起こした人の立ち直りの支援などをはじめ、多様な課題に対する権利擁護に取り組み、問題解決のための支援を推進していきます。

（“自分らしい生活”のための権利擁護支援の推進）

- 権利侵害の改善にとどまらず、さまざまな課題があっても、支援を受けながら地域で安心して“自分らしい生活”がおくれるように、自らの意思を尊重して地域や社会とつながりをもっていきいきと暮らせることをめざした権利擁護支援をすすめていきます。

３）成年後見制度の利用促進と支援体制の充実

① 成年後見制度の広報・周知の充実

（広報・イベントや専門職等による的確な周知の推進）

- 成年後見制度への市民や関係者の理解をいっそうすすめるよう、地域連携ネットワークと中核機関となる権利擁護サポートセンターが連携し、広報やイベント等を活用して周知を図ります。
- 支援が必要な人などの制度への理解を深めるように、福祉や医療の専門職等の理解を促進し、サービスの利用や相談などの機会を通じて、福祉サービス利用者などへの周知を図ります。

（幅広い制度や課題についての啓発の推進）

- 多様なニーズに応じた制度の利用を促進するため、保佐、補助類型や任意後見制度についての広報を行うとともに、終活や死後の支援などを含めた幅広い課題についての啓発をすすめます。

② 相談やニーズ把握の充実

（相談機能の充実）

- 成年後見制度の利用などに関する相談が身近なところで受けられるように、地域包括支援センター、障害者相談支援事業者や、区役所に設置した基幹型包括支援センター、障害者基幹相談支援センターの利用を促進するよう、いっそうの周知を図ります。
- 権利擁護サポートセンターが地域の相談機関へのサポートやバックアップを行う機能を高めるように、地域連携ネットワークを活かして、専門職団体や法テラス等の専門機関との連携を強化します。

（ニーズ把握の推進）

- 福祉や医療の専門職や地域の人などが権利擁護に関する支援の必要性に気づいたときに、見守ったり、適切な相談機関につなぐための支援ができるよう、地域連携ネットワークを通じて連携を強化します。

（保佐、補助類型や任意後見の利用促進）

- 支援を必要とする人のその時々の状況に応じて、柔軟な支援ができるように、後見類型だけでなく、保佐、補助類型や任意後見制度の利用も促進していきます。

③ 制度の利用支援体制の充実

（利用者と受任者のマッチングのしくみの検討）

- 成年後見制度による支援を適切に行うために、支援が必要な人の状況やニーズと後見人の特性などをふまえたマッチングを行うしくみを検討し、家庭裁判所と連携を図っていきます。

（市民後見人の養成とサポートの充実）

- 権利擁護サポートセンターと地域連携ネットワークを構成する機関等が協働し、市民後見人の養成と活動への支援を引き続き実施します。

（親族後見人への支援）

- 親族後見人が適切な支援ができるように、権利擁護サポートセンターによる情報提供や活動に関する相談や助言等に取り組みます。

（法人後見の促進）

- 後見活動を行うＮＰＯ法人等との連携の強化を図ります。また、社会福祉法人などでの適切な取組を促進するよう、権利擁護サポートセンターによる法人後見活動の支援を検討します。

（専門職後見人との連携の充実）

- 専門職後見人とも効果的に連携が図れるように、地域連携ネットワークを通じて情報共有を行い、増大・多様化するニーズに対応できる後見人を確保していきます。

④ 後見人への支援の充実

（チーム支援とバックアップ体制の構築）

- 支援が必要な人の意思や状況を継続的に把握しながら、適切な支援を行っていくために、さまざまな支援者と後見人がチームで支援し、関係機関・団体等による協議会や権利擁護サポートセンターが、必要に応じてチームをバックアップする体

制をつくります。

（不正や不適切な対応の防止）

- 後見人による不正や不適切な対応を防ぐため、研修や活動への助言などの充実を図ります。
- チーム支援によって不正行為などを把握するよう、地域連携ネットワークによるサポートを行うとともに、家庭裁判所等と連携した適切な対応などを推進します。

⑤ 状況に応じた制度利用の促進

（日常生活自立支援事業等の推進）

- 日常的な金銭管理やサービス利用などへの支援のニーズの増加に対応するため、成年後見制度との連携を強化しながら、社協が実施する日常生活自立支援事業や、社会福祉法人等による利用者の金銭管理支援などの取組を推進します。

基本目標 ④　安心で、生活しやすい環境をつくります

重点施策［5］　災害への備えや支援のしくみづくり

【現状と課題】

- 大きな地震や風水害などが全国で多発しているなかで、自力での避難が困難であるなど、災害時に支援が必要な人の安全を確保することは、だれもが安心して暮らせるまちづくりをすすめる地域福祉においても、重点的に取り組むべき課題となっています。
- だれにもふりかかる災害には、多くの市民が高い関心をもっています。堺市では小学校区ごとに自主防災組織が設置され、住民の防災意識の高まりもあって、防災訓練や資機材の整備などが行われています。訓練等の取組では、地域の学校や企業、福祉事業所などとも連携し、地域の避難所に福祉スペースを設置する訓練などを通して、支援が必要な人への対応などについても検討がすすんできています。また、避難行動要支援者の情報を地域と行政が共有するため、情報提供の同意者の一覧表を作成し、災害への備えや支援での活用をすすめていますが、個人情報を共有することの難しさなど、一覧表の効果的な活用が課題となっています。
- 災害時に必要となる支援は、その人の状況によってさまざまです。そのため、支援が必要な人や支援者、事業者などの参加を得ながら、一人ひとりのニーズにあった支援を行うしくみを、各々の強みを活かしてつくっていくことが重要です。
- 大規模な災害では、他の地域からの支援が必要となる場合もあります。さまざまな状況を想定しながら、効果的な支援ができるように、多様な機関や団体と市が協働して、地域の状況に応じたしくみや体制づくり、いざというときに支援ができるようにするための平時からの備えなどを、いつ起きるかわからない災害に備えて、早急にすすめていく必要があります。

【市の主な取組】

1）災害時の支援が必要な人とのつながりと支援体制づくり

① 避難行動要支援者への支援についての理解と、訓練等の推進

（市民や関係者の理解と、訓練等の取組の推進）

- 災害時の避難に支援が必要な「避難行動要支援者」が安全に避難するための支援を推進するため、市民や関係者への情報発信を充実するとともに、学習や話しあいを促進します。
- 災害時の避難の支援が円滑にできるように、地域で行われている避難訓練などへの、避難行動要支援者等の参加を促進します。

② 避難行動要支援者の把握の推進

（避難行動要支援者一覧表の有効活用の推進）

- 災害時の避難に支援が必要な人を的確に把握するため、避難行動要支援者調査事業

の周知を充実し、避難行動要支援者一覧表への登録を促進します。

- 避難の支援のための個人情報の利用に同意した人を記載した避難行動要支援者一覧表を、地域の支援者と市が適切に共有して有効に活用するよう、地域での話しあいに基づくルールづくりやその周知などを検討します。

③ 避難行動要支援者の安否確認や避難支援のための取組の推進

（安否確認や避難支援の体制づくりに向けた取組）

- 支援が必要な人の状況に応じた災害時の安否確認や避難支援が的確にできる体制づくりに向けて、地域団体、福祉事業者や支援団体、当事者団体などと連携し、協議や検討をすすめます。

（個別計画の作成に向けた取組）

- 避難行動要支援者の個別計画の作成に向けて、地域団体や関係機関と連携して取組をすすめます。

（安全な避難経路の整備の推進）

- 避難行動要支援者をはじめ、だれもが安全に避難できる避難経路の整備をすすめるように、バリアフリー基本構想や今後定める方針などと連動させて取り組みます。

④ 災害ボランティア活動の推進

（災害ボランティアセンターの的確な運営に向けた取組）

- 災害時の支援を行うボランティア活動が効果的に展開できるように、さまざまな災害を想定しながら、全国レベルでの広域的な連携も含め、多様な団体等と協働して災害ボランティアセンターの設置や運営を的確に行うためのマニュアルの充実や訓練を、社協等と連携して推進します。

2）支援が必要な人に配慮した避難所等の整備の推進

① 支援が必要な人に配慮した避難所運営の推進

（一般の指定避難所での福祉スペースの効果的な活用に向けた取組）

- 小学校の体育館などの一般の指定避難所に設置する福祉スペースが効果的に活用されるように、避難訓練でシミュレーションなどを行いながら、地域の状況に応じた開設や支援方法の検討などに取り組むよう支援します。

（福祉避難所の効果的な運営に向けた取組）

- 福祉施設等に設置する福祉避難所が効果的に運営され、必要とする人が的確に利用できるよう、運営マニュアルを作成し、必要な訓練等を推進します。

② 必要な物資等の確保の推進

（日常生活に必要な機材や薬等の確保）

- 協定の締結などにより、日常生活に必要な機材や薬、サービスなどの確保を図れるよう、関係機関等と連携して取り組んでいきます。